

建 設 部

目 次

<建設部>

土木局 道路課

○地域連携道路事業地方道事業	134
○雪寒地域道路事業	136
○交通安全施設等整備事業	136
○無電柱化推進事業	138
○交通連携推進事業	138
○社会資本整備総合交付金（道路事業）	138
○社会資本整備総合交付金（関連事業）	139

土木局 河川砂防課

○社会資本整備総合交付金（都市基盤河川改修事業）	139
○社会資本整備総合交付金（流域貯留浸透事業）	139
○社会資本整備総合交付金（総合流域防災事業）	140
○社会資本整備総合交付金（統合河川環境整備事業）	143
○社会資本整備総合交付金（海岸事業）	144
○河川等災害復旧事業	147
○災害査定用設計委託費補助	147
○河川等災害関連事業	147
○河川等災害特定関連事業	147
○河川等災害関連特別対策事業	147
○地域防災がけ崩れ対策事業	148
○特定小川災害関連環境再生事業	148
○社会資本整備総合交付金（関連事業）	148

まちづくり局 都市計画課

○街路交通調査費補助（総合都市交通体系調査）	149
○社会資本整備総合交付金（宅地耐震化推進事業）	149
○社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）	151
○都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	151

まちづくり局 都市環境課

○社会資本整備総合交付金（街路事業）	152
○社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	152
○社会資本整備総合交付金（土地区画整理事業）	152
○社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）	152
○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	154
○都市構造再編集中支援事業	156
○都市再生総合整備事業	157
○社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）	157
○社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）	161
○社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）	162
○都市災害復旧事業	163
○公共土木施設（公園）災害復旧事業査定設計委託費補助	163
○社会資本整備総合交付金（下水道事業）	164
○社会資本整備総合交付金（都市水環境整備下水道事業）	164
○社会資本整備総合交付金（関連、効果促進事業）	164
○街路交通調査費補助	165
○街路事業	165
○都市・地域交通戦略推進事業	165
○土地区画整理事業	165
○地域環境保全下水道事業	165

○地方道路整備臨時貸付金	166
○官民連携まちなか再生推進事業	166
○国際競争拠点都市整備事業	167
○集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）	168
○浸水対策に係る個別補助事業	168
○民間活カイノベーション推進下水道事業	169
○都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	169
○社会資本整備総合交付金（都市安全確保拠点整備事業）	170
○都市安全確保促進事業	170
住宅局 建築指導課	
○社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）	171
○社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）	171
○社会資本整備総合交付金（基本計画等作成事業）	171
○社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	171
○社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）	172
○社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）	172
○社会資本整備総合交付金（関連社会資本整備事業・効果促進事業）	173
○社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	173
○既存住宅耐震改修事業	173
○空き家対策総合支援事業	174
○公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	174
○地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業）	174
○地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（一時避難場所整備緊急促進事業）	175
○住まいのゼロカーボン化推進事業	176
住宅局 住宅課	
○社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	176
○社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	177
○社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）	177
○社会資本整備総合交付金（関連事業）	177
○地域居住機能再生推進事業	178
○公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	178

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
地域連携道路事業 地方道事業 道路改築	市町村	道路法第88条 道路法施行令第34条の2の3	<p>1 一般国道に準ずるネットワークを形成する事業</p> <p>(1) 地域高規格道路</p> <p>(2) ICアクセス道路 2次アクセスまでの道路でIC（高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道自専道のIC。ETC専用の追加ICで出入り交通量が500台/日未満、その他の追加ICで出入り交通量が1,000台/日未満のものは除く）から半径10km以内の区間。 なお、高規格等の事業採択区間に含まれるICについて、機能に応じ統合採択することができる。</p> <p>(3) 一般国道と以下の地点を連絡する道路</p> <p>(イ) 主要地 市（特別区を含む）又は人口1万人以上の町の中心部（DIDまたは最も人口の集中している市街地（合併前の旧市町含む））</p> <p>(ロ) 重要拠点 第1種及び第2種空港、第3種空港のうち国際空路を有する空港、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、第3種漁港、新幹線駅</p> <p>(4) 一般国道ネットワークを補完する道路 人口10万人以上の市を通過する一般国道のそれぞれの分岐点から半径10km以内に市または人口1万人以上の町があるもの</p> <p>2 国家的見地から支援が必要なもの 特別立法に基づき整備を必要とするものについては、以下のとおりとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の一次改良事業及び一次橋梁整備事業については、日交通量250台/日以上のもの ・半島については、150台/日以上のもの ・離島については、100台/日以上のもの ・二次改築事業については、混雑度1.5以上または混雑度1.0以上の交通隘路 <p>(注) 道路局所管補助事業採択基準に掲げる補助率を基礎に各市町村の財政力指数を元に算出</p>	5.5/10 ただし基幹道6/10 （ $\delta = 1.1$ 未満） 5.5/10 × δ （ $\delta = 1.1$ 以上）		4.5/10 ただし基幹道4/10 （ $\delta = 1.1$ 未満） 1-5.5/10 × δ （ $\delta = 1.1$ 以上） ※ δ は市町村における財政力指数によって決定する引上率（以下、同じ）		公共事業等償還道路事業 90% 一般補助施設整備等事業債 豪雪対策事業 80% (一部対象)		法律補助
ICアクセス道路事業	市町村		<p>高規格幹線道路、地域高規格道路、スマートICの整備と併せて行われる、地方公共団体におけるICへのアクセス道路（1次以内）事業。</p> <p>なお、高規格幹線道路のICへのアクセス道路については、高規格幹線道路のICから直近の幹線道路までの区間における事業であって、高規格幹線道路の開通時期が公表されている場合又は開通時期が公表されていない場合であって高規格幹線道路と一体的に施工する若しくはアクセス道路において大規模構造物（橋又はトンネル）を施工するなど、高規格幹線道路と同時供用するために計画的な施工が必要と認められる場合に限る。</p>	5.5/10 ただし基幹道6/10 （ $\delta = 1.1$ 未満） 5.5/10 × δ （ $\delta = 1.1$ 以上）		4.5/10 ただし基幹道4/10 （ $\delta = 1.1$ 未満） 1-5.5/10 × δ （ $\delta = 1.1$ 以上）				
空港、湾岸等のアクセス道路整備等の補助事業	市町村		<p>(1) 交通拠点（空港・港湾・駅）と人口集積地、物流機能の拠点や基幹道路IC（高規格幹線道路・地域高規格道路）を連絡するアクセス道路の整備に関するもの。</p> <p>なお、交通拠点の対象は、利用量・取扱量（物流等）の増加が図られるなどの機能強化を行っている以下のいずれかの施設とする。</p>	5.5/10 ただし基幹道6/10 （ $\delta = 1.1$ 未満） 5.5/10 ×		4.5/10 ただし基幹道4/10 （ $\delta = 1.1$ 未満） 1-5.5/10				

			<p>【空港】 ジェット化空港（滑走路延長2,000m以上又はジェット機が就航している空港（ヘリポート除く。））</p> <p>【港湾】 国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾。</p> <p>【駅】 貨物コンテナ取扱駅。</p> <p>(2)国土交通大臣が指定する「重要物流道路」の整備に関するもの。</p>	δ ($\delta = 1.1$ 以上)	$\times \delta$ ($\delta = 1.1$ 以上)				
特殊改良事業	市町村	道路法第56条 道路法施行令第28条	<p>特別立法に基づき整備を必要とする道路で緊急を要するもの</p> <p>また、改良計画に含まれていない区間で局部的に線形、勾配等が不良なため交通障害となっている区間の除去等の小規模な改良工事で下記に該当するもの</p> <p>・バス路線または日交通量がおおむね150台以上の区間</p>	1/2	1/2				
災害防除事業	市町村		<p>道路における高い切り取り及び盛土の斜面またはトンネル、橋梁等で危険な兆候をきたし、地震発生時もしくは、そのまま放置すると災害を惹起し交通に著しい支障をおよぼすおそれのあるものに対する対策で緊急を要するもの</p>	1/2	1/2				
道路メンテナンス事業	市町村	道路メンテナンス事業補助制度要綱（国）	<p>道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づく点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている構造物であって、地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づいて実施される、次のいずれかに該当する事業及び長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定・更新にかかる事業であること。</p> <p>(1) 構造物の性能・機能の維持・回復・強化を図る修繕</p> <p>(2) 構造物の架替えや付替えなどにより、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新</p> <p>(3) 複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る。）</p> <p>(4) 横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去（改築または修繕と同時に実施する場合に限る。）</p> <p>(5) 治水効果の高い橋梁の撤去（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）への適合状況や過去の被災歴等により橋梁を撤去した場合の治水効果を確認している場合に限る。）</p> <p>(6) 上記事業の実施に必要な点検・診断等</p> <p>なお、上記(1)から(6)に該当する事業の実施に当たっては、新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むこと。</p> <p>ただし、事業の実施における新技術等の活用の検討の規定については、令和2年度末において既に工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く。</p>	$6/10$ ($\delta = 1.1$ 未満) $5.5/10 \times \delta$ ($\delta = 1.1$ 以上)	$4/10$ ($\delta = 1.1$ 未満) $1-5.5/10 \times \delta$ ($\delta = 1.1$ 以上)				
土砂災害対策道路事業	市町村		<p>土砂災害による道路の寸断を防止するため、砂防事業と連携して実施する土砂災害対策のうち、次の各号のいずれにも該当する事業。</p> <p>(1) 砂防事業と連携し事業間連携計画書を作成した事業であること。</p> <p>(2) 国土交通大臣が指定する重要物流道路若しくは代替・補</p>	$6/10$ ($\delta = 1.1$ 未満) $5.5/10 \times \delta$ ($\delta = 1.1$ 以上)	$4/10$ ($\delta = 1.1$ 未満) $1-5.5/10 \times \delta$ ($\delta = 1.1$ 以上)				

			<p>完路又は地域防災計画に位置づけられている緊急輸送道路若しくは避難路における事業であること。</p> <p>(3) 道路法施行令に規定される「防砂のための施設」、砂防法に規定される「砂防設備」、地すべり等防止法に規定される「地滑り防止施設」又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定される「急傾斜地崩壊防止施設」を整備する事業であること。</p>							
雪寒地域道路事業 防雪	市町村	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条	<p>(1) (A) 日交通量おおむね300台以上の区間で道路の交通の確保が特に必要であるもの または、日交通量300台未満の区間であっても、日交通量おおむね150台以上で、一般国道その他重要な路線または代替路線のない道路とする (B) バス路線で民生の安定上特に必要なもの</p> <p>(2) 消雪施設については(1)に該当し、次の各号のいずれかに該当する箇所 ①人家連たん ②踏切道(原則として交通遮断量1,000台/時以上、またはバス路線) ③急坂路(原則として縦断勾配6%以上または合成勾配8%以上) ④交差点</p>	6/10		4/10		公共事業等債 道路事業 90%	一般補助施設整備等事業債 豪雪対策事業 80%	法律補助
凍雪害防止	市町村		<p>(1) 路盤改良及び排水施設については、凍上又は融雪による被害が特に甚だしく、泥濘の深さが25cm以上で、その延長が300m以上にわたる箇所であって次の各号に該当するもの (A) 日交通量おおむね300台以上の区間で道路交通の確保が特に必要であるもの、または日交通量300台未満の区間であっても、日交通量おおむね150台以上で、一般国道その他重要な路線又は代替路線のない道路とする (B) バス路線で民生の安定上特に必要なもの</p> <p>(2) 流雪溝の設置は(1)の(A)、(B)に該当し、2月の積雪の深さの最大値の累年平均(最近5箇年以上の間における平均をいう)が原則として1.0mを超える地域道路で人家連たんし、かつ、舗装済み(同時施行を含む)のもの</p>	6/10		4/10				
交通安全施設等整備 事業 一般事業	市町村	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第6条	<p>I 交通安全施設等の整備 交通事故の防止、もしくは歩行者等の安全で円滑な移動の確保のために実施する交通安全施設等の整備は、以下について必要に応じ採択する</p> <p>1 歩道等 歩道等の整備は、段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、ベンチ・上屋の設置等バリアフリーの推進に係る整備を含むものとする</p> <p>(1) 歩道 (2) 歩行者専用道路 (3) 自転車道 (4) 自転車歩行者道 (5) 自転車歩行者専用道路 (6) コミュニティ道路 2 立体横断施設 3 歩車共存道路 4 あんしん歩行エリア 5 中央帯(チャッターバー設置等簡易なものを含む) 6 交差点の改良(信号機設置を除く) 7 視距の改良 8 車両停車帯</p>	1/2 ただし市町村道 通学路 5.5/10		1/2 ただし市町村道 通学路 4.5/10		公共事業等債 道路事業 (一部対象) 90%	一般補助施設整備等事業債 豪雪対策事業 (一部対象) 80%	法律補助

		<p>9 路肩の改良 10 登坂車線 11 付加車線 12 道路標識 13 自転車駐車場 14 道路情報提供装置 15 道路照明 16 自動車駐車場 (1) 市街地型自動車駐車場 (2) 簡易パーキングエリア 17 防護柵 18 視線誘導標 19 区画線 20 道路反射鏡 21 地点標 (キロポスト) 22 カラー舗装</p> <p>II 交通事故の重点対策 特に、死傷事故率が高い等、重点的な交通事故対策が必要な区間の事故低減のために実施する交通安全施設等の整備は、以下について必要に応じ採択する</p> <p>1 歩道等 2 立体横断施設 3 歩車共存道路 4 あんしん歩行エリア 5 中央帯 (チャッターバーの設置等簡易なものを含む) 6 交差点の改良 (信号機設置を除く) 7 視距の改良 8 車両停車帯 9 路肩の改良 10 登坂車線 11 付加車線 12 道路標識 13 道路照明 14 防護柵 15 視線誘導標 16 区画線 17 カラー舗装</p> <p>上記の I、II のいずれかの基準に該当し、1箇所あたりの全事業費規模が 100,000 千円以上のものについて採択する</p>							
交通安全対策 (地区内連携)	市町村		<p>交通安全対策 (地区内連携) 一定の区域において、関係行政機関等や関係住民の代表者等との間で合意に基づき、計画的かつ集中的に実施していく必要のある交通安全対策 (速度低下、進入抑制等を促す面的対策や歩道の設置等) について採択する。</p>	<p>1 / 2 ただし 施行令 6 / 10 (δ = 1.1 未満) 5.5 / 10 × δ (δ = 1.1 以上)</p>		<p>1 / 2 ただし 施行令 4 / 10 (δ = 1.1 未満) 1 - 5.5 / 10 × δ (δ = 1.1 以上)</p>			
交通安全対策 (通学路緊急対策)	市町村		<p>通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策 (令和 3 年 8 月 4 日関係閣僚会議決定) に基づく通学路合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策について採択する。</p>	<p>1 / 2 ただし 施行令 6 / 10 (δ = 1.1 未満) 5.5 / 10 ×</p>		<p>1 / 2 ただし 施行令 4 / 10 (δ = 1.1 未満) 1 - 5.5 / 10 × δ</p>			

				δ ($\delta = 1.1$ 以上)		($\delta = 1.1$ 以上)				
無電柱化推進事業	市町村	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第22条	I. 一般事業 次の各号の一に該当する区間において実施する事業について採択する 1 安全かつ円滑な道路交通の確保、都市災害の防止、都市景観の向上、観光振興、地域活性化等を図るため、無電柱化の必要性が高い道路の区間 2 交通量が多い区間、交通渋滞の著しい区間、防災上重要性の高い区間等道路管理の高度化が必要とされる区間。	1 / 2		1 / 2		公共事業等債 道路事業 (一部対象) 90%		法律補助
無電柱化推進計画事業			次の各号のいずれにも該当する事業について採択する。 1 「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業 2 「都道府県無電柱化推進計画等」(地方版無電柱化推進計画)に位置づけられている事業 ただし、道路の新設、バイパス整備及び道路拡幅のうち車線数の増加を伴う事業と同時に無電柱化推進計画事業は除く。 3 低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により、低コスト化に取り組む事業	6 / 10 ($\delta = 1.1$ 未満) 5.5 / 10 $\times \delta$ ($\delta = 1.1$ 以上)		4 / 10 ($\delta = 1.1$ 未満) 1-5.5 / 10 $\times \delta$ ($\delta = 1.1$ 以上)				
交通連携推進事業 地方道事業 踏切道改良計画事業	市町村	踏切道改良促進法第4条	踏切道改良促進法第4条第1項に規定する地方踏切道改良計画(同項又は同法第5条第1項の規定に基づき、道路管理者及び鉄道事業者が作成して、国土交通大臣に提出されたものに限る。)に位置づけられた踏切道の改良の方法により行われる道路事業(連続立体交差事業を除く。)	5.5 / 10 ただし 基幹道 6 / 10 ($\delta = 1.1$ 未満) 5.5 / 10 \times δ ($\delta = 1.1$ 以上)		4.5 / 10 ただし 基幹道 4 / 10 ($\delta = 1.1$ 未満) 1-5.5 / 10 $\times \delta$ ($\delta = 1.1$ 以上)		公共事業等債 道路事業 (一部対象) 90%		一般補助施設整備等事業債 豪雪対策事業 (一部対象) 80%
社会資本整備総合交付金(道路事業)	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱(国)	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業(道路事業) 市町村道の新設、改築、修繕又は維持(除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る)に関する事業 ※関連事業は別掲	6 / 10 ($\delta = 1.1$ 未満) 5.5 / 10 $\times \delta$ ($\delta = 1.1$ 以上) ただし 防雪又は 凍雪害の 防止に関 する事業 は δ に 関わらず 6 / 10		4 / 10 ($\delta = 1.1$ 未満) 1-5.5 / 10 $\times \delta$ ($\delta = 1.1$ 以上) ただし 防雪又は凍 雪害の防止 に関する事 業は δ に 関わらず 4 / 10				予算補助

社会資本整備総合交付金（関連事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業で、基幹事業と一体的に実施する事業</p> <p>●関連事業</p> <p>1 関連社会資本整備事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号に掲げる事業</p> <p>2 効果促進事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く）</p> <p>(1) 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目標とする事業等</p> <p>(2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等</p> <p>(3) レクリエーションに関する施設の整備事業</p> <p>（注）国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする それ以外の場合は1/2とする</p>	5.5/10 ($\delta=1$) 5.5/10 $\times \delta$ ($\delta=1.01$ 以上)		4.5/10 ($\delta=1$) 1-5.5/10 $\times \delta$ ($\delta=1.01$ 以上)				予算補助
-------------------	-----	--------------------	---	--	--	--	--	--	--	------

所管部課名 建設部 土木局 河川砂防課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
社会資本整備総合交付金（都市基盤河川改修事業）	河川法第16条の3第1項の規定に基づき事業を施行することとなった市	社会資本整備総合交付金交付要綱（国） 市町村長が施行する河川工事に伴う補助金交付事務取扱要領（道）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（都市基盤河川改修事業） 河川法第16条の3第1項の規定により施行する特別区又は人口5万人以上の市の長が実施する河川工事とする。 また、下記の要件に該当するものとする。 ・原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川（※）において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。 ※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川 指定区間内の一級河川又は二級河川においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね30km²を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事とし、指定区間外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備及び樹林帯の設置を行う改良工事とする</p> <p>※関連事業は別掲</p>	1/3	1/3	1/3		https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	予算補助	
社会資本整備総合交付金（流域貯留浸透事業）	市区町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（流域貯留浸透事業） 一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下「貯留・浸透機能」という）をもつ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次のいずれかの要件に該当するものをいう また、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業については、地方公共団体が助成する予定としている雨水貯</p>	1/3		2/3		https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	予算補助	

			<p>留浸施設を合わせた規模、能力が次のいずれかの要件に該当するものも対象とする</p> <p>①公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地（以下「対象施設」という）を500m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業</p> <p>ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては、300m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業</p> <p>(7) 総合治水対策特定河川の流域</p> <p>(4) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあつては近郊整備区域）における人口密度が4,000人/km²以上の府県庁所在地</p> <p>(7) 人口密度が4,000人/km²以上の指定都市（東京都特別区を含む）</p> <p>(イ) 100mm/h安心プランに登録された地域（複数の施設で500m³以上の容量を確保する事業に限る）</p> <p>②市区町村が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易な施設を設置する事業で、当該河川の流域（当該河川の流域面積が20km²以下である流域内の区域）において、これらの施設を合わせた規模、能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とするもの</p> <p>③新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業</p> <p>④既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設を改良する事業で、3,000m³以上（総合治水対策特定河川の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るものにあつては1,000m³以上）の治水容量及び必要に応じて環境容量（治水容量と同量の範囲でかつ下流河川の水質改善効果が認められるものに限る）を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの</p> <p>また、当該河川の流域（当該河川の流域面積が7km²以下である流域内の区域）において、複数の溜め池を合わせた規模が3,000m³以上（総合治水対策特定河川の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るものにあつては1,000m³以上）の治水容量を確保（ただし、事業着手から3ヶ年以内に完了するものに限る）するもの</p> <p>⑤原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川（※）において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。</p> <p>※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川</p> <p>※関連事業は別掲</p>								
<p>社会資本整備総合交付金（総合流域防災事業のうち、準用河川改修事業、雨水貯留事業、浄化事業、洪水氾濫域減災対策事業）</p>	<p>市町村</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（総合流域防災事業）</p> <p>1 事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修等で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(準用河川改修事業)</p> <p>1 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に60ha以上の農地、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存するもの</p> <p>2 過去3ヶ年に氾濫被害が3回以上発生した区域に関するもの</p>	<p>(準用河川改修事業) (雨水貯留事業) (浄化事業)</p> <p>1/3</p>		<p>2/3</p>				<p>https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</p>	<p>予算補助</p>

- 3 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの
- 4 下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの
準用河川改修事業の実施に当たっては、以下に従い、事業計画に準用河川改修事業計画を記載するものとする
- ア 準用河川改修事業計画の記載
- (i) 準用河川改修事業計画の記載事項
準用河川改修事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする
- a 事業計画区間
- b 改修工事を必要とする理由及び計画方針並びに改修工事の効果
- c 計画高水流量、計画高潮位に関する事項
- d 計画平面形、計画縦断形及び計画横断形その他河道計画に関する事項
- e 改修工事に必要な費用の概要
- f その他必要な事項
- (ii) 事業計画区間
事業計画区間は、治水計画上改修が必要な区間とする
- (iii) 技術的基準との整合
事業計画の作成に当たっては、次に掲げる技術的基準に準拠するものとする
- a 河川管理施設等構造令（平成12年政令第321号）で定める基準を参酌して定められた条例（平成25年3月31日までの期間内において、同条例が制定施行されるまでの間は、河川管理施設等構造令で定める基準）
- b 河川砂防技術基準（平成16年3月30日付け国河情第13号）
- イ 準用河川改修事業計画の変更
準用河川改修事業計画の変更を行おうとするときは、アに準ずるものとする
- ウ 関係機関との協議
市町村長は、準用河川改修事業計画の記載及び変更に当たっては、当該河川が接続する他の河川の管理者と計画の整合について十分協議すること
- （雨水貯留事業）
- 5 都市河川に係る雨水貯留施設の設置を行う事業で、次の全ての要件に該当するもの
- ア 総貯水容量（複数箇所でもよい）が概ね50,000m³以上又は下流準用河川区間における洪水調節効果が概ね10m³/s以上である施設で、当該施設の貯水容量が概ね5,000m³以上であること
- イ 上記の総事業費が、通常の河道改修方式と比較して経済的であること
- （浄化事業）
- 6 水質環境基準が未達成の単独準用水系の河川（水質環境基準が未指定のものについては、河川にあってはBOD10mg/l、湖沼にあってはCOD8mg/lを超えるもの）の浄化事業で、市街化区域等で実施するもの
- （洪水氾濫域減災対策事業）
- 7 洪水氾濫域減災対策事業の対象となる河川の区間は、一級河川又は二級河川において河川の氾濫が生じた場合、浸水被害を防止・軽減するために、市町村が施行する二線堤の築造等（ただし、河川の流水が河川外に流出することを防止するための堤防の築造や河道掘削等の河川管理者が計画的に実施すべき改良工事を除く）及び住宅移転の費用助成（ただし、住宅が点在するような地域を輪中堤等で防御する時に一部の住宅等を移転させることで、より効率的・経済的な

輸中堤等の整備が可能となる場合に限る)であって、次の各号に該当するものとする

- ①市町村は、河川管理者等関係機関の浸水被害対策に関わる担当部局等からなる洪水氾濫域減災対策協議会を設置し、土地利用状況に応じた氾濫域対策を定めた地域全体の減災計画(以下「減災計画」という)を策定すること
- ②交付対象事業は減災計画に位置づけられていること
- ③氾濫を許容することとする区域において、新たな住家が立地しないよう、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること
- ④市町村は、減災計画の達成状況を洪水氾濫域減災対策協議会に報告すること

上記住宅移転の費用助成については、市町村が、住宅が点在するような地域を自ら、又は河川管理者が輸中堤等で防御する場合に、以下の費用について住宅移転者に対して助成するものとする

また、災害危険区域の指定等は、住宅移転が完了したのち速やかに行うものとする

- ①住宅撤去費及び跡地整備費の実費
- ②移転費及び仮住居費の実費(同一市町村内での移転費を上限とする)
- ③移転に伴う新たな住宅の建設のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額(基礎額に算定できる対象限度額は7,400千円/戸とする)
- ④撤去前の住宅の固定資産税評価相当額

また、事業計画において、以下に従い、減災計画を記載するものとする

(7) 減災計画の記載

洪水氾濫域対策協議会は、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、浸水被害を効果的かつ効率的に軽減することを目的として、洪水氾濫の特性に応じて減災対策の具体的施策を検討し、減災計画として記載すべき事項を定める
各担当部局は、この減災計画に則り具体的施策を推進するものとする

(i) 減災計画の期間

概ね5年間とする

(7) 減災計画に定める事項

減災計画において定める事項は次のとおりとする

- (i) 洪水氾濫域減災対策全体に関する事項
基本方針、事業期間、計画規模等
- (ii) 施設整備等の内容に関する事項
施設名称、数量、助成対象となる住宅移転の戸数等
- (iii) 氾濫域の区域とその水深に関する事項
事業の実施後も浸水が想定される区域とその水深及び土地利用状況等
- (iv) 氾濫域の周知に関する事項
周知する住民の範囲や周知するための具体的な方法等
- (v) 土地利用の規制等に関する事項
地方公共団体が地域の実情に応じて実施する災害危険区域の指定、盛土規制、開発行為に対する指導・情報提供、市街化調整区域の保持等の氾濫域における市街化の進展の抑制方策や建築物の耐水化等の被害軽減方策
- (vi) 地方公共団体によるハザードマップの作成等被害軽減方法に関する事項
地方公共団体による住民の避難計画やハザードマップの作成、防災教育等の被害軽減方法
- (vii) その他浸水被害の軽減を図るために必要な措置に関する事項

			<p>地方公共団体等による調節池設置の指導等の浸水被害軽減を図るための措置 (viii) 洪水氾濫域減災対策協議会の状況 洪水氾濫域減災対策協議会の設立、構成、調整状況等 (イ) 減災計画の周知 洪水氾濫域減災対策協議会は減災計画を速やかに公表し、住民に周知するものとする</p> <p>※関連事業は別掲</p>							
<p>社会資本整備総合交付金（統合河川環境整備事業）</p>	<p>河川法第16条の3第1項の規定による協議に基づき本事業を施行することとなった市町村</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国） 市町村が施行する河川工事に伴う補助金交付事務取扱要領（道）</p>	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ● 基幹事業（統合河川環境整備事業） 市町村長が実施する河川工事で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 河川とそれに繋がるまちを活性化するために実施される、民間事業者と連携する水辺の整備を行う事業のうち、指定区内の一級河川及び二級河川において、地域と一体となった「かわまちづくり計画」に都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組が位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業 2 一級河川又は二級河川の水質改善のために実施される水質浄化を行う事業で、次の各号いずれかに該当するもの (1) 指定区内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての水質浄化を行う事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての水質浄化を行う事業 (2) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあっては都市整備区域、近畿圏にあっては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあっては近郊整備区域）に係る一級河川又は二級河川で、若しくは、三大都市圏に係る重要な水源となっている湖沼を含む一級河川又は二級河川で、主要地点での水質が環境基準を著しく超え、かつ、その汚濁原因が広範にわたり、当該河川の浄化のみでは効率的な水質の改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において実施する次の各号に掲げる水質浄化を行う事業 イ 当該特定河川の浄化事業 ロ 当該特定河川の汚濁の一因となっている一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の水質浄化を行う事業 ハ その他当該特定河川の流域において行う水質浄化を行う事業で著しい効果が認められるもの 3 指定区内の一級河川又は二級河川のうち、横断工作物により河川等が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域（※）において魚道の整備を行う事業で、総事業費が3億円以上のもの 4 指定区内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川等の特に必要とする区域（※）において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が3億円以上のもの 5 指定区内の一級河川及び二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校構想」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり計画」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が3億円以上のもの ※区域には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を含む</p> <p>※関連事業は別掲</p>	1 / 3	1 / 3	1 / 3			<p>https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</p>	<p>予算補助</p>

<p>社会資本整備総合交付金（海岸事業）</p>	<p>海岸管理者（市町村）</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業</p> <p>1 高潮対策事業</p> <p>(1) 高潮対策事業（（2）から（3）に規定する事業を除く。）は、以下の①から④までの要件を満たすものとする。① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。② 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。③ 防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人/km以上であること。ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。④ 総事業費が、以下のとおりであること。〇市町村が行うもの：離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上内地 1億円以上</p> <p>(2) 高潮対策事業のうち、「市街地海岸事業」（港湾局所管海岸に限る。）については、上記（1）の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。（ア）海岸保全施設によって直接防護される市街地が大規模なもの（イ）海岸保全施設によって直接防護される市街地を有する行政区域の人口が90万人以上の海岸（ウ）市街地が主としてゼロメートル地帯等低地地域を有しており、高潮又は津波により破壊的な被害が発生するおそれの大なる海岸</p> <p>(3) 高潮対策事業のうち、指定市、中核市及び中核市に相当する都市（人口概ね30万人以上の都市）又はそれらに市街地が連たんする都市を対象として行われる「都市海岸高度化事業」については、上記（1）（港湾局所管海岸については上記（1）及び（2））の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。（ア）海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なものうち主として市街地を防護する特に重要な海岸であること（原則として総事業費が概ね1億円以上であるもの）。（イ）背後地に商業施設、業務施設又は住宅が集積した海岸で、背後の土地利用と海岸整備が有機的に連携できる場所であること。（ウ）耐震性など海岸保全施設の保全機能の強化と利便性の向上を図り、海岸での市民利用を促進するため必要なその他の施設を整備するもの。特にバリアフリーに配慮されていること。</p> <p>(4) 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあつては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。</p> <p>2 侵食対策事業</p> <p>(1) 侵食対策事業は、以下の①から④までの要件を満たすものとする。①海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。②侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。③防護面積、防護人口が5ha/km又は50人/km以上であること。ただし、防護人口については、児童</p>	<p>11/20</p> <p>11/20</p>	<p>9/20</p> <p>9/20</p>				<p>https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</p>	<p>予算補助</p>
--------------------------	-------------------	---------------------------	---	---------------------------	-------------------------	--	--	--	--	-------------

		<p>福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。④ 総事業費が、以下のとおりであること。</p> <p>○市町村が行うもの：離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上内地 1 億円以上</p> <p>(2) 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあつては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。</p> <p>3 海岸耐震対策緊急事業</p> <p>本事業は、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであつて、以下の①から③までの要件（耐震性能調査にあつては①の要件）を満たすものとする。① 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。（ア）期望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸（イ）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した5. に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下ロー9-（3）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。③ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。</p> <p>○市町村が行うもの：2千5百万円以上</p> <p>4 津波・高潮危機管理対策緊急事業</p> <p>(1) 本事業の対象は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであつて、以下の①から⑤までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては①の要件）を満たすものとする。ただし、（3）に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び（5）に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあつてはこの限りではない。① 以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。（ア）東海地震に係る地震防災対策</p>	11/20	9/20				
		<p>(1) 本事業の対象は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであつて、以下の①から⑤までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては①の要件）を満たすものとする。ただし、（3）に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び（5）に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあつてはこの限りではない。① 以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。（ア）東海地震に係る地震防災対策</p>	1/2 (2/3)	1/2 (1/3)				() は特措法地域における避難路等整備

			<p>強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸（イ） 朝望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下（５）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。③ 事業計画に従って実施される事業であること。④ 一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。⑤ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。</p> <p>○市町村が行うもの：2千5百万円以上</p> <p>(2) 本事業における堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限る。（ア）当該対策により、施設の耐震化に資するもの（イ）津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの（ウ）避難経路に近接し、避難対策上支障をきたすおそれが強いもの</p> <p>(3) 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね2割を上限として、その内数として計上することができるものとする。ただし、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域</p> <p>※1 指定に資する調査</p> <p>※2 については、この限りではない。</p> <p>(4) 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。</p> <p>(5) 海岸保全基本計画の変更支援については、気候変動を踏まえて令和7年度までに海岸保全基本計画を変更されるものであること。</p> <p>※1：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域</p> <p>※2：ハザードマップ作成支援を含む</p>						
	地方公共団体		<p>5 海岸環境整備事業</p> <p>① 自然環境との調和・個性ある地域づくり等に資する海岸において、背後地の人命・財産を防護するための施設等を整備するものであること。ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。② 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において、海岸利用者等への安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するものであること。ただし、総事業費が市町村が行うものは2千5百万円以上のものに限る。</p>	1/3		2/3			
	地方公共団体		<p>6 海域浄化対策事業</p> <p>次の各号のいずれかの要件に該当するもののうち、防災・安全対策のために特に必要と認められるものに限る。</p> <p>① 海岸保全施設の機能の確保を図るために実施する放置座礁船の処理。ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。② 海域において異常に堆積しているヘドロ等の除去等。ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。</p>	1/3		2/3			

河川等災害復旧事業	市町村	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法同施行令 同施行規則同事務取扱要綱（国） 同査定方針（国）	暴風、洪水、高潮、地震その他異常な天然現象により被災した公共土木施設の災害復旧事業で、1箇所の工事の費用が60万円以上のもの なお、連年災害における国庫負担率の特例（法第4条の2）、激甚災害に係る事業に対する交付金の交付等（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、同施行令、指定基準参照）の特例がある	8/10		2/10		災害復旧事業債 (1) 現年災分 100% (2) 過年災分 90%	https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html	法律補助
災害査定用設計委託費補助	市町村	公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（国）	災害復旧事業に係る国庫負担申請を行うために必要な査定設計に要した経費を補助する (1) 被害が激甚なことにより国の負担率が0.667を超える団体又は水管理・国土保全局長が別に定める金額以上となる団体において、水管理・国土保全局長が特に被害が激甚であると認める災害に係るものに対する、工事費に定率を乗じて得た額と実支出額のいずれか低い額 (2) 次のいずれかに該当する箇所で委託費等の額が当該箇所ごとに500万円以上で、かつ、決定工事費に対する割合が7%以上であるものに対する実支出額 a 地すべり対策工法を実施する箇所 b 橋梁、高架構造物、トンネルにかかる箇所 c 路線測量等が必要な法線変更を伴う箇所 d 一定災にかかる箇所 e シールド工法等特殊な工法を実施する箇所 f 広範囲にわたる用地調査が必要な箇所 補助金の交付の対象となる者は補助対象委託費等に対する補助金の合計額が、水管理・国土保全局長が別に定める金額以上となる地方公共団体とする	1/2		1/2			https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html	予算補助 港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園に係るものを除く
河川等災害関連事業	市町村	公共土木施設災害復旧事業査定方針	災害箇所について原形復旧による単独復旧のみでは、点々と散在する災害の様相から効果が局限され、再度災害が繰返されるおそれが多い場合等、災害費に同程度の関連費（改良費）を加えて、一定区間の改良復旧を行うことにより再度災害を防止する改良工事であって、総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下のものであり、かつ、一箇所の災害関連工事費が、1,800万円以上のもの	河川・海岸 5.5/10 道路・橋梁 1/2		4.5/10 1/2		公共事業等債 河川等災害関連事業 90%	https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html	予算補助
河川等災害特定関連事業	市町村	河川等災害特定関連事業実施要領（国）	前年に採択された災害の箇所で、災害発生の原因となった障害物を除去又は是正する 当該災害の発生した翌年の4月1日の属する会計年度に採択する 原則として災害復旧事業の工事費を超えないものとし、おおむね900万円以上4,500万円未満のもの（堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業について一連の効果を発揮させるため必要がある場合にあっては7,000万円未満）	6/10		4/10		公共事業等債 河川事業 90%	https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html	予算補助
河川等災害関連特別対策事業	市町村	河川等災害関連特別対策事業実施要領（国）	河川助成事業及び河川又は砂防関連事業の上下流において、これらの改良復旧に支障となる障害物等の除去又は是正をする事業で、その工事費は原則災害復旧助成事業又は災害関連事業の工事費を超えないものとし、おおむね1,200万円以上1億円未満とする	1/2		1/2		公共事業等債 河川事業 90%	https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html	予算補助

地域防災がけ崩れ対策事業	市町村	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の実施について（建設省河傾発第46号）（国）	<p>激甚災害に伴い発生した崩壊等で、次の各号に該当するものであること</p> <p>(1) 「災害対策基本法」第5条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または、記載されることが確実であるがけ地で発生したもの</p> <p>(2) 傾斜度30°以上のがけ地で高さが5m以上であること</p> <p>(3) 人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの</p> <p>(4) 1箇所の事業費が600万円以上であるもの</p> <p>※国の補助は、市町村が行う事業費の1/2以上を補助する都道府県に対するもので、当該事業費の1/2を上限とする</p>	5/10	2.5/10	2.5/10					予算補助
特定小川災害関連環境再生事業	市町村	特定小川災害関連環境再生事業実施要領（国）	<p>河川の災害復旧に関連して、市街地もしくは市街地周辺部または付近に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域を流下する小規模な河川において、当該災害復旧事業箇所またはこれに接続する被災箇所を含めて環境に配慮した工法で復旧する事業をいう</p> <p>(1) 災害復旧事業が採択された河川のうち、市街地もしくは市街地周辺部または付近に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域における小規模な河川において実施されるものとする</p> <p>(2) 原則として、他の改良計画がないものとし、関連する災害復旧事業箇所の全部または一部を含むものとする</p> <p>(3) 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下のものとする</p> <p>(4) この事業は関連する災害復旧事業と同年度に採択するものとする</p> <p>(5) この事業は、関連する災害復旧事業の施工期間内に完了するものとする</p>	1/2		1/2			https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/shinsei/index.html	予算補助	
社会資本整備総合交付金（関連事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業で、北海道が実施する基幹事業と一体的に実施する事業</p> <p>●関連事業</p> <p>1 関連社会資本整備事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号に掲げる事業</p> <p>2 効果促進事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く）</p> <p>(1) 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等</p> <p>(2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等</p> <p>(3) レクリエーションに関する施設の整備事業</p> <p>（注）国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする それ以外の場合は2分の1とする</p>	（注）		（注）			https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	予算補助	

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
街路交通調査費補助 （総合都市交通体系調査）	市町村	道路法	<p>●総合都市交通体系調査 複雑で多様な都市交通問題を解決するため、道路計画と合わせて、公共交通計画、交通結節点計画、TDM 施策（交通需要管理）、土地利用計画等を総合的に検討し、総合的な都市交通マスタープラン等を策定する調査 (1)総合的な都市交通計画を策定する調査 [1]都市交通実態調査 三大都市圏、地方中心都市圏、地方中核都市圏および地方中心都市圏の各都市圏において、総合的な都市交通マスタープラン等を策定するため、概ね 10 年に 1 度都市圏の課題に応じた都市交通実態調査を実施するもの。なお、必要に応じて中間年に補完調査を行う。 [2]都市交通マスタープラン等策定調査 都市交通実態調査に基づき、交通実態の分析や都市圏の将来交通量予測を行い、総合的な都市交通マスタープランを策定する調査 詳細は「街路交通事業事務必携」、「都市局所管補助事業事務必携」参照 (2)都市圏が抱える交通課題に対応した特定の都市交通計画を検討する調査 ・新交通システム、都市モノレール、LRT 等中量軌道システムの検討 ・都市計画道路網の見直し検討 ・市町村合併に伴う都市交通計画課題の検討 ・都市交通社会実験の検討 ・都心交通対策の検討 ・パーソントリップ調査や中間年補完調査の事前検討調査 ・その他（バス交通対策、駐車場整備計画、歩行者、自転車交通計画等の検討）</p>	1 / 3		2 / 3			https://www.mlito.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000027.html	法律補助
社会資本整備総合交付金（宅地耐震化推進事業）	市町村 宅地の所有者等の権利者	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（宅地耐震化推進事業） (1) 大規模盛土造成地の変動予測調査等 ○施行者：市町村 ○施行地区 ・大規模盛土造成地の変動予測調査 宅地造成及び特定盛土等規制法第 45 条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第 10 条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第 22 条の規定に基づく勧告又は同法第 26 条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第 41 条の規定に基づく勧告を行うために調査が必要な地域において行うものとする。 ・宅地擁壁等の危険度調査 次の各号の要件に該当する一団の造成宅地において行うものとする。 一 公共施設等（道路、河川、鉄道又は地域防災計画に記載されている避難地若しくは避難路）に接しているもの 二 次のいずれかに該当するもの イ 盛土の高さが 2m 以上あり、当該盛土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が 2 戸以上あるもの ロ 切土の高さが 2m 以上あり、当該切土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が 2 戸以上あるもの</p>	1 / 3 (令和 4 年 度まで 1 / 2)		2 / 3 (令和 4 年 度まで 1 / 2)			https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/daikibomoridozouseichi.html https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/takuchitaishinkasuishinji-gyou.html	予算補助

			<p>・宅地擁壁等の防災対策 次の各号の要件に該当する一団の造成宅地において行うものとする。</p> <p>一 同法第 45 条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域、同法第 10 条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第 22 条の規定に基づく勧告がなされた区域、同法第 26 条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第 41 条の規定に基づく勧告がなされた区域又は災害対策基本法第 60 条の規定に基づく避難の指示等がなされた地域</p> <p>二 公共施設等（道路、河川、鉄道又は地域防災計画に記載されている避難地若しくは避難路）に著しい被害が発生するおそれがあるもの</p> <p>三 次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 盛土の高さが 2m 以上あり、当該盛土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が 2 戸以上あるもの</p> <p>ロ 切土の高さが 2m 以上あり、当該切土斜面が崩壊した際にその影響範囲に家屋が 2 戸以上あるもの</p> <p>○交付対象</p> <p>・大規模盛土造成地の変動予測調査 宅地造成及び特定盛土等規制法第 45 条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第 10 条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第 22 条の規定に基づく勧告又は同法第 26 条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第 41 条の規定に基づく勧告を行うために必要な大規模盛土造成地の大地震時等における変動予測に関する調査</p> <p>・宅地擁壁等の危険度調査 同法第 45 条の規定に基づく造成宅地防災区域の指定、同法第 10 条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第 22 条の規定に基づく勧告又は同法第 26 条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第 41 条の規定に基づく勧告を行うために必要な一団の造成宅地の大地震時等における宅地擁壁等の危険度を評価するための調査</p> <p>・宅地擁壁等の防災対策 宅地擁壁等に崩落のおそれがあるため、これを放置するときは当該宅地擁壁等の崩落により、公共施設等に著しい被害が発生するおそれがあると認められる場合において、その著しいおそれを除去するために行う防災対策</p> <p>(2) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 ○施行者：市町村、宅地の所有者等の権利者 ○施行地区</p> <p>次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する区域</p> <p>イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第 45 条の規定に基づき指定された造成宅地防災区域</p> <p>ロ 同法第 10 条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域内で同法第 22 条の規定に基づく勧告がなされた区域又は同法第 26 条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域内で同法第 41 条の規定に基づく勧告がなされた区域</p> <p>二 地震時に滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地又は一団の造成宅地であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 滑動崩落するおそれのある盛土部分の面積が 3,000 m²以上であり、かつ滑動崩落により被害を受けるおそれのある家屋が 10 戸以上であるもの</p> <p>ロ 滑動崩落するおそれのある盛土部分の盛土をする前</p>	<p>1 / 4 1 / 3 1 / 2</p>		<p>3 / 4 2 / 3 1 / 2</p>			<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/daikibomori/idozouseichi.html</p> <p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/takuchitaishinkasuishinji/gyou.html</p>	
--	--	--	---	------------------------------------	--	------------------------------------	--	--	---	--

			<p>の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ盛土の高さが 5m 以上であるものであり、かつ滑動崩落により被害を受けるおそれのある家屋が 5 戸以上であるもの</p> <p>ハ 滑動崩落するおそれのある盛土の高さが 2m 以上であるものであって、当該盛土上に存在する家屋が 2 戸以上であるもので、かつ、(1) 及び (2) の要件に該当するもの</p> <p>(1) 震度 7 の内陸浅発地震による災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域において、被災した擁壁の合計件数が 1 万件以上であること</p> <p>(2) (1) に定める区域の道府県の財政力指数が 0.4 未満、かつ、市町村の財政力指数（市町村が複数の場合は平均値）が 0.5 未満であること</p> <p>三 当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害が発生するおそれのあるもの</p> <p>イ 道路、河川、鉄道</p> <p>ロ 地域防災計画に記載されている避難地又は避難路</p> <p>○交付対象 大地震時等に大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業（事業費は、対象区域面積 1 ha 当たり 1 億 6,000 万円を限度とする。）</p> <p>詳細は「社会資本整備総合交付金交付要綱」参照</p>						
社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）	都道府県 市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（都市防災総合推進事業）</p> <p>(2) 盛土による災害防止のための調査</p> <p>○施行者：都道府県、市町村</p> <p>○交付対象</p> <p>・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査</p>	1 / 3 （令和 6 年度まで 1 / 2）	2 / 3 （令和 6 年度まで 1 / 2）			https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html	予算補助 ※他課所管分を除く
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	都道府県 市町村	都市再生推進事業制度要綱（国） 都市再生推進事業費補助交付要綱（国）	<p>○補助対象</p> <p>(1) 3 D 都市モデルの整備に関する事業 3 D 都市モデルの整備又は更新に要する費用</p> <p>(2) 3 D 都市モデルの活用に関する事業 都市計画・まちづくり、防災、地域活性化・観光、環境・エネルギー、交通、安全・防犯、民間サービス創出支援その他の地方公共団体における課題解決または新たな価値創造に資する 3 D 都市モデルの活用に要する費用</p> <p>(3) 3 D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業 3 D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集活動、ウェブサイト作成等の情報発信活動、都市計画基本図・都市計画基礎調査・都市計画決定情報のデジタル化、GIS システムの導入・改修、ワークショップ・ハッカソン・ピッチイベント等の開催等に要する費用</p>	通常 ： 1 / 2 早期実装 ： 10 / 10 （上限 1 千万円までの 定額補助）	1 / 2			https://www.mlit.go.jp/toshi/dai-sei/plateau_hojo.html	予算補助 ※都市計画区域を持たない市町村は都市環境課所管

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
社会資本整備総合交付金（街路事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（街路事業） 市町村が都市計画事業として行う道路の改築事業等に要する経費 ※関連事業は別掲 （注）法令で規定された補助の割合または各市町村の財政力指数を基に算出された引上率から規定された補助の割合（国費率 5/10～7/10）	（注） 5/10 ～ 7/10		（注） 3/10 ～ 5/10		公共事業等債 90%		法律補助
社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（都市・地域交通戦略推進事業） 市町村が都市交通システム整備に要する次に掲げる経費 イ 整備計画の作成等に関する事業 ロ 公共的空間等の整備に関する事業 ハ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業 詳細は、「社会資本整備総合交付金交付要綱」参照	1/3 1/2		2/3 1/2		公共事業等債 90%		予算補助
社会資本整備総合交付金（土地区画整理事業）	市町村、個人、農住組合、土地区画整理組合、都市再生機構等、地方住宅供給公社及び区画整理会社	社会資本整備総合交付金交付要綱（国） 公共団体等区画整理補助実施要領（国） 組合等区画整理補助事業実施要領（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（道路事業） 市町村及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に要する経費 ※関連事業は別掲	1/2、 5.5/10 ～9/10		2/3、 4.5/10 ～1/10		公共事業等債 90%	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html https://www.mlit.go.jp/crd/shiensaku/shien/tochikukaku.pdf https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/044/77000136/77000136.html	法律補助
社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）	都道府県、市町村、防災街区整備推進機構、まちづくり団体等	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（都市防災総合推進事業） (1) 災害危険度判定調査 ○施行者：都道府県、市町村、防災街区整備推進機構 ○施行地区 ・大規模地震発生の可能性の高い地域 ・人口集中地区 ・災害の危険性が高い区域を含む市街地 ○交付対象 1 延焼危険度に関する調査 2 避難危険度に関する調査 3 その他地域の特性に鑑みて必要となる調査	1/3 （地方公共団体が事業主体に補助する費用の1/2又は費用1/3のいずれか低い額）		2/3			https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html	予算補助 ※日本海溝特措法関係の道補助あり（危機対策課所管）

			<p>(2) 盛土による災害防止のための調査</p> <p>(3) 住民等のまちづくり活動支援 ○施行者：都道府県、市町村、防災街区整備推進機構、地域のまちづくり団体 ○施行地区 ・大規模地震発生の可能性の高い地域 ・住生活基本計画（全体計画）に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村 ・人口集中地区 ・災害の危険性が高い区域を含む市街地 ○交付対象 1 住民等に対するまちづくりの啓発活動 2 まちづくり協議会の活動に対する助成 3 地区のまちづくり方針の作成</p> <p>(4) 事前復興まちづくり計画策定支援 ○施行者：都道府県、市町村 ○施行地区 (1)と同様。 ○交付対象 事前復興まちづくり計画策定</p> <p>(5) 地区公共施設等整備 ○施行者：都道府県、市町村、防災街区整備推進機構等 ○施行地区 （当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する区域も含む） ・大規模地震発生の可能性の高い地域（市街地に限る） ・住生活基本計画（全体計画）に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村 ・人口集中地区 ・災害の危険性が高い区域を含む市街地 ○交付対象 1 事業計画の作成 現況調査費、基本設計費、事業計画作成費 2 都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備 測量試験費、実施設計費、工事費、用地費、補償費 3 避難経路の整備（特例） 用地費、補償費</p> <p>(6) 都市防災不燃化促進 ○施行者：市（特別区含む）、民間事業者 ○施行地区 ・不燃化促進調査 次のいずれかに該当する地区 ・不燃化促進 次のいずれかに該当する地区内で施行区域のある地方公共団体が定める不燃化促進区域 （ア）三大都市圏の既成市街地等 （イ）大規模地震発生の可能性が高い地域 （ウ）指定市 （エ）道府県庁所在の市 （オ）重点密集市街地を含む市 （カ）人口集中地区 ○交付対象 ・不燃化促進調査 現況調査費、推進調整費、計画作成費 ・不燃化促進 一般建築助成費、大都市地域住宅供給型一般建築助成費、共同建築助成費、大都市地域住宅供給型共同建築助成費、防災環境軸形成型建築助成費、防災環境軸形成・大都市地域住</p>	<p>1 / 3 （地方公共団体が事業主体に補助する費用の1 / 2又は当該事業に要する費用の1 / 3のいずれか低い額）</p> <p>1 / 3</p> <p>工事 1 / 2 （地方公共団体が事業主体に補助する費用の1 / 2又は当該事業に要する費用の1 / 3のいずれか低い額） （津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定要件を満たす避難場所、避難路の整備 2 / 3） 用地 1 / 3</p> <p>調査 1 / 3</p> <p>工事 1 / 2</p> <p>1 / 3 （地方公共団体が事業主体に補助する費用の1 / 2又は当該事業に要する費用</p>	<p>2 / 3</p> <p>2 / 3</p> <p>工事 1 / 2</p> <p>用地 2 / 3</p> <p>調査 2 / 3</p> <p>工事 1 / 2</p> <p>2 / 3</p>	<p>都市公園：公共事業等償 90%</p> <p>都市公園以外の地区公共施設</p> <p>教育・福祉施設等整備事業償他 75%～100%</p>	<p>※「(2) 盛土による災害防止のための調査」は都市計画課所管</p>
--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------------

			<p>口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村も含む。</p> <p>②地方公共団体において、歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域(市街化区域等を除く)</p> <p>③都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域(都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する基幹市町村の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる地域生活拠点の範囲に限る。)</p> <p>ア 基幹市町村及び都市計画区域を有さない連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化方針において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。</p> <p>イ 基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。</p> <p>【防災・安全交付金】</p> <p>①社会資本整備総合交付金のア及びウと同じ</p> <p>②地方公共団体において以下の全てを満たす区域(都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域(令和6年度末までに事前復興まちづくり計画等への防災拠点の位置付けが確実と見込まれる場合、実施可能。) ・都市再生整備計画に当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備がコンパクト化と齟齬がないと認められる区域 <p>(2) 交付対象</p> <p>【基幹事業】</p> <p>道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業 等</p> <p>【提案事業】</p> <p>事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業</p> <p>2 まちなかウォークラブル推進事業</p> <p>都市再生特別措置法第46条第2項第5号に規定する滞在の快適性等の向上のため、都市再生整備計画に基づき実施される事業等に要する経費</p> <p>(1) 施行地区</p> <p>次のすべての要件に該当する地区</p> <p>①都市再生整備計画事業の施行地区</p> <p>②都市再生特別措置法第46条第2項第5号に規定する滞在の快適性等向上区域(まちなかウォークラブル区域)が定められた地区(当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む。)</p> <p>(2) 交付対象</p> <p>【基幹事業】</p> <p>道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業 等</p> <p>【提案事業】</p> <p>事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援</p>	1 / 2	1 / 2				
--	--	--	---	-------	-------	--	--	--	--

			事業 ※関連事業は別掲								
都市構造再編集支援事業	市町村 市町村都市再生協議会等	都市構造再編集支援事業費補助交付金要綱(国)	<p>「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う都市機能や居住誘導環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業</p> <p>(1) 施行地区</p> <p>都市再生整備計画の区域、かつ以下の区域で行うもの。 (居住誘導促進事業については、この限りではない。)</p> <p>① 立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」</p> <p>② 立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点」(都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分。立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。)</p> <p>※ただし、次の市町村を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村 ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村 <p>※その他、以下の地区においても実施可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等 ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業。 ・市街化区域等内の居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業。 <p>・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域へ居住の誘導を促進するために必要な事業</p> <p>(2) 交付対象</p> <p>【基幹事業】 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設・基幹的誘導施設、エリア価値向上整備 等</p> <p>【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業</p> <p>(3) 交付期間 概ね3～5年</p> <p>(4) 国費率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域内：1/2(都市機能誘導区域の面積の市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域の面積に占める割合が50%以上の場合は、国 	概ね 1/2	概ね 1/2	公共事業等債 90%	公共施設等適正管理推進事業債 (立地適正化事業) 90%	公営住宅建設事業債 100%	下水道事業債 100%	https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html	予算補助

			費率を45%に引き下げ) ・居住誘導区域内等 : 45% ・地域生活拠点内 : 1/2 ・居住誘導促進事業 : 1/2							
都市再生総合整備事業	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、協議会、民間等	都市再生推進事業制度要綱(国) 都市再生推進事業費補助交付要綱(国)	都市再生・再構築を戦略的に進めるための次に掲げる事業 1 総合整備型 (1) 対象区域 ①都市・居住環境整備重点地域 都市構造再編の観点から都市基盤施設の整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠な地域等として、国土交通大臣が指定する相当規模の地域 ②特定地区 都市・居住環境整備重点地域のうち、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき相当規模の地区 (2) 交付対象 ①都市・居住環境整備基本計画の策定に要する費用 1/2 ②整備計画の策定及びコーディネートに要する費用 1/2 ③特定地区内の都市基盤施設の整備に要する費用 1/2 ④特定地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備に要する費用 1/3 ⑤特定地区内の既存施設の除却又は移転に要する費用 1/2 2 拠点整備型 (1) 対象地区(整備地区) 基幹的な事業の実施に併せ、市民共有の優れた街並みの形成、魅力ある都市拠点の形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区 (2) 交付対象 ①都市拠点形成支援施設整備事業 ア 整備地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備に要する費用 イ 整備地区内の既存施設の除却又は移転に要する費用 ウ 総合基本設計書の策定に要する費用 ① 都市拠点形成支援基盤整備促進事業 ①の整備事業又は都市再開発事業に関連する公共施設(道路、都市公園、下水道、河川、広場等、バスターミナル)の整備に要する費用 (注) 促進事業と同種の公共施設の整備に関する事業に係る国の交付割合を乗じた額 ③都市拠点形成特定事業調査 都市再生総合整備事業(拠点整備型)の活用等に関する調査及び円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援に関する調査に要する費用 1/3	1/2 1/2 1/2 1/3 1/2	1/2 1/2 1/2 2/3 1/2			https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000021.html	予算補助	
社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 1 都市再生事業計画案作成事業	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱(国)	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業(都市再生区画整理事業) 都市再生土地区画整理事業及び被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の案の作成に関する事業 ◇地区要件(都市再生土地区画整理事業の地区要件と同様) ○一般地区 ○重点地区 ◇補助対象 事業計画案作成費	1/3 1/2	2/3 1/2		公共事業等債 90%	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html https://www.mlit.go.jp/crd/index/government/pdf/toshisaiseitochikukaku.pdf	予算補助	

<p>2 都市再生土地区画 整理事業 (都市基盤整備タ イプ)</p>			<p>防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既存市街地の再生を推進するため施行する土地区画整理事業及び住宅街区整備事業</p> <p>◇地区要件</p> <p>○一般地区</p> <p>次の要件を全て満たす地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直前の国勢調査に基づくD I D内に係る地区(重点地区については、施行後直近の国勢調査に基づくD I Dに見込まれる区域を含む) ・市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画又は立地適正化計画等法に基づく計画に位置づけ ・施行前の公共用地率15%未満(幹線道路を除く) <p>○重点地区</p> <p>一般地区の要件に加え、次のいずれかの要件を満たす地区</p> <p>{安全市街地形成重点地区}</p> <p>以下の①～④のいずれかに該当する地区</p> <p>① 防災再開発促進地区(密集法)の区域内に存する地区</p> <p>② 以下の全てを満たす地区</p> <p>a 地域防災計画(災害対策基本法)に位置づけられた地区</p> <p>b 以下のいずれかの区域内の地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏の既成市街地等 ・政令指定都市・県庁所在地 ・地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、地震予知連の指定地域 <p>※①及び②については以下の要件に該当する地区に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の老朽住宅棟数が50棟以上かつ建築物棟数密度に応じた老朽住宅棟数率の要件を満たす地区 ただし、面積要件が緩和される事業について、地区内の老朽住宅棟数率の要件を満たす地区(例えば建築物棟数密度が50以上60未満/haの場合、老朽住宅棟数率5割以上) ・重点供給地域において行う事業については、25棟以上とする。 <p>③ 立地適正化計画に定められた防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する地区。</p> <p>④ 高規格堤防の整備と一体的に事業を実施する地区。(ただし、都市構造上の理由等(市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される等)により、立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村に存する地区に限る)</p> <p>{拠点的市街地形成重点地区}</p> <p>以下の①から③のいずれかに係る地区</p> <p>① 都市再生緊急整備地域又は都市再開発方針2号、2項地区</p> <p>② 都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化構想区域</p> <p>③バリアフリー基本構想区域</p> <p>{歴史的風致維持向上重点地区}</p> <p>{歴史的風致維持向上計画}に基づく事業地区</p> <p>{都市機能誘導重点地区}</p> <p>立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内で行われる事業地区</p> <p>◇面積要件</p> <p>指定容積率(予定を含む) / 100% × (施行面積) ≥ 2.0ha</p>	<p>1 / 3</p>	<p>2 / 3</p>	<p>1 / 2</p>							
---	--	--	---	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

(大街区化タイプ)			<p>※一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の1/2以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む</p> <p>※安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業については、指定容積率(予定を含む)/100×(施行面積)≥1.0haとする</p> <p>※拠点的市街地形成重点地区に該当し、狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業については、指定容積率(予定を含む)/100×(施行面積)≥1.0haとする</p> <p>※都市機能誘導重点地区に該当し、都市機能誘導区域内において都市構造再編集中支援事業として実施されるものにあたっては、指定容積率(予定を含む)/100×(施行面積)≥0.5haとする</p> <p>◇交付対象 調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、公開空地整備費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、宮繕費、機械器具費、公共施設用地取得費</p> <p>◇交付限度額 公共用地の増分の用地費×2/3 +公共施設整備費(移転補償費を含む) +立体換地建築物工事費(共同施設の工事費等を限度) +公益施設等の用地上の従前建築物等の移転補償費 +電線類地下埋設施設整備費 +公開空地整備費 +防災関連施設整備費 +浸水対策施設整備費×2/3 +浸水対策整地費</p> <p>◇地区要件 ○一般地区 次の要件を全て満たす地区 ・D I D内(都市機能誘導区域内にあっては、今後直近の国勢調査の結果に基づくD I Dに見込まれる区域を含む)に存し、かつ、立地適正化計画、市町村マスタープラン等の計画若しくは方針に都市機能増進施設又は国際競争力強化施設の整備を誘導することが定められ、又は定められることが確実である地区 ・鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所から500mの範囲内(ピーク時運行本数が片道3本以上に限る)に存する地区 ・地方公共団体により大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針が定められ、又は定めることが確実な地域 ・施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるもの</p> <p>○重点地区 一般地区の要件に加え、次のいずれかの要件を満たす地区 {拠点的市街地形成重点地区} 上記都市基盤整備タイプにおける拠点的市街地形成重点地区と同様 {都市機能誘導重点地区} 上記都市基盤整備タイプにおける都市機能誘導重点地区と同様</p> <p>◇面積要件 指定容積率(予定を含む)/100×(施行面積)≥2.0ha</p>	1/3	2/3	1/2	1/2
-----------	--	--	---	-----	-----	-----	-----

<p>(空間再編賑わい創出タイプ)</p>		<p>※一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の1/2以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む</p> <p>※拠点の市街地形成重点地区に該当し、狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業については、指定容積率(予定を含む)/100×(施行面積)≥1.0haとする</p> <p>※都市機能誘導重点地区に該当し、都市機能誘導区域内において都市構造再編集中支援事業として実施されるものにあつては、指定容積率(予定を含む)/100×(施行面積)≥0.5haとする</p> <p>◇地区要件 次の要件を全て満たす地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DID内(施行後直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む)に存し、かつ、立地適正化計画(低未利用土地利用等指針等の低未利用地に関する方針が記載されているものに限る。)で定められた都市機能誘導区域内において、土地区画整理事業を施行しようとする地区 ・施行前の公共用地率20%未満(除幹線道路) ・事業計画に誘導施設整備区が定められた土地区画整理事業を施行する地区 <p>◇面積要件 指定容積率(予定を含む)/100 ×(施行面積)≥0.5ha</p>	1/2		1/2					
<p>3 被災市街地復興土地区画整理事業</p>		<p>大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業</p> <p>◇地区要件 以下のすべてを満たす災害に係る市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域 ・被災地の面積が概ね20ha以上 ・被災戸数が概ね1,000戸以上 <p>◇面積要件 なし</p> <p>◇交付対象 上記2都市再生土地区画整理事業の交付対象に加え、被災者用仮設住宅等整備費、液状化対策推進工事費</p> <p>◇交付限度額 上記2都市再生土地区画整理事業の限度額に加え、津波防災整地費、液状化対策推進工事費</p>	1/2		1/2					
<p>4 緊急防災空地整備事業</p>		<p>土地区画整理事業が予定されている地区において、既成市街地の防災性向上及び土地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業</p> <p>◇地区要件 次の一又は二の要件を満たす地区</p> <p>一 次の要件を全て満たす地区</p> <p>(イ) 都市計画決定済で減価補償地区となることが確実な地区</p> <p>(ロ) DID内(都市機能誘導区域内にあつては、施行後直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む)に存する地区で、以下のいずれかに該当する地区</p>	1/2		1/2					

			<ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏の既成市街地等 ・人口10万人以上の市 ・地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、地震予知連の指定地域 ・都市機能誘導区域 <p>二 次の要件のいずれかを満たす地区</p> <p>(イ) 立地適正化計画に定められた防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する予定の地区</p> <p>(ロ) 高規格堤防の整備と一体的に事業を実施する予定の地区（ただし、都市構造上の理由等（市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される等）により、立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村に存する地区に限る）</p> <p>◇面積要件 なし（ただし画地単位）</p> <p>◇交付対象 公共施設に充当するための土地を防災空地として緊急に整備する場合、当該用地（画地単位）の取得に要する経費</p> <p>◇交付限度額 予定される減価補償費の80%</p> <p>※関連事業は別掲</p>								
社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）	地方公共団体等	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（住宅市街地基盤整備事業） 良好な住宅及び宅地の供給を行う計画的な住宅地事業及び計画的に開発された良質な住宅団地において行われる住宅ストック改善事業に関連する次に掲げる事業並びに住宅地事業推進費により実施される事業</p> <p>1 対象地域</p> <p>(1) 土地有効活用タイプ</p> <p>①重点供給地域</p> <p>②都市再生緊急整備地域</p> <p>③優良田園住宅法により市町村が定めた基本方針において優良田園住宅の建設が適当と認められる土地の区域</p> <p>(2) 居住環境整備タイプ</p> <p>①重点供給地域</p> <p>②都市再生緊急整備地域</p> <p>③住宅不足の著しい県庁所在都市又は通勤圏内人口25万以上の都市の通勤圏で、市街化区域内農地又は低層住宅密集市街地の整備によち住宅地共有を行うこととして地域住宅計画等に位置付けられた地域</p> <p>④D I D地区（隣接地を含む）で、低層住宅密集市街地、市街化区域内農地の居住環境の改善により良好な住宅市街地の形成を図ることとして地域住宅計画等に位置付けられた地域</p> <p>(3) 団地再生タイプ 計画的住宅団地のうち良好な居住環境の創出・維持を図る地域として、住生活基本計画、地域住宅計画等に位置付けられた地域で、公的賃貸住宅等の整備事業、開発行為、土地区画整理事業、再開発事業、新住宅市街地開発事業等による開発であること</p> <p>かつ、次の要件のいずれかを満足する区域</p> <p>○都市再生緊急整備地域：100戸以上 5ha以上</p> <p>○中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に定める中心市街地の区域では100戸以上</p> <p>○上記区域以外では300戸以上又は16ha以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設整備 通常事業の補助率 ・居住環境基盤施設整備 4/10 ・鉄道施設整備 1/2 ・公共施設用地取得 1/2 ・住宅地事業 1/3 	6/10	1/2	1/2	2/3	<p>一般補助施設整備等事業債 一般分（一部） 道路・街路・土地区画整理 75%</p> <p>公共事業等債 都市公園事業 90%</p> <p>下水道事業債 公共下水道 100%</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</p>	<p>予算補助</p> <p>※交付申請は住宅課（各振興局建設指導課）が所管</p>

			<p>2 主な対象団地規模</p> <p>(1) 土地有効活用タイプ 公的住宅を含め、概ね 100 戸又は 5ha 以上</p> <p>(2) 居住環境整備タイプ ①概ね 5 年以内に 100 戸以上又は 5ha 以上（当面 50 戸以上又は 2.5ha 以上） ②早期事業着手、段階的整備が必要な場合、建替も含めて概ね 50 戸以上又は 2.5ha 以上</p> <p>(3) 団地再生タイプ 100 戸以上の住宅団地のバリアフリー化、住宅団地と社会福祉施設等の一体的整備、耐震改修等の住宅ストック改善事業</p> <p>3 整備対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設整備（道路、都市公園、下水道、河川・砂防施設等） ・居住環境基盤施設整備（道路、下水道、河川、多目的広場、公開空地、通路、防災関連施設、景観配慮型調整池等） ・鉄道施設整備 ・公共施設用地取得 ・住宅地事業推進費 <p>※関連事業は別掲</p>						
社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）	市町村	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p> <p>都市公園法</p> <p>特定地区公園（カントリーパーク）事業費補助実施要領（国）</p> <p>古都保存法</p> <p>都市緑地法</p>	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基幹事業（都市公園等事業） 市町村が都市公園法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する都市公園の新設及び改築に要する経費のほか都市計画区域外において町村が設置する特定地区公園（カントリーパーク）の整備に要する経費。 ●基幹事業（都市公園安全・安心対策事業） 大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に関わるトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備に要する経費 ●基幹事業（都市公園ストック再編事業） 地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図るために要する経費 ●基幹事業（市民農園等整備事業） 良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとともに、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図る市民農園等の整備に要する経費 ※都市公園を整備する事業に限る ●基幹事業（緑地環境事業） グリーンインフラの一層の推進、商店街等の中心市街地の活性化等を図るため、公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を推進するために要する経費 ●基幹事業（古都保存・緑地保全等事業） 市町が古都保存法及び都市緑地法に基づく歴史的風土特別保存地区及び特別緑地保全地区内等の土地の買入れ、損失の補償及び施設の整備等に要する経費 	<p>用地 1 / 3</p> <p>施設整備 1 / 2</p>	<p>2 / 3</p> <p>1 / 2</p>	<p>公共事業等債 都市公園等事業 90%</p> <p>古都保存・緑地保全等事業 90%</p>	<p>法律補助</p>		

			<p>詳細は「社会資本整備総合交付金交付要綱」参照</p> <p>※関連事業は別掲</p>							
都市災害復旧事業	<p>市町村</p> <p>都市区画整理組合</p> <p>※都市施設の復旧事業で街路に限る</p>	<p>都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（基本方針）</p> <p>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法）</p> <p>活動火山対策特別措置法（活火山法）</p>	<p>暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被災した都市施設の災害復旧事業で、1箇所の仕事が60万円以上のもの。</p> <p>●対象事業</p> <p>■都市施設（街路・都市排水施設等）等</p> <p>①都市計画区域内の都市施設（街路、都市排水施設等）の復旧事業</p> <p>・街路とは下記のとおり</p> <p>(イ)都市計画法第18、19、22条の規定により決定された施設である道路及び土地区画整理事業によって築造された道路で、道路法第18条第2項の規定による道路の供用開始の告示がなされていないもの</p> <p>(ロ)鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設で前号に規定する道路と鉄道（都市計画法第59条の規定する都市計画事業若しくは前号に規定する道路の付帯事業により築造されたものに限る）とを立体交差するものうち、鉄道事業法第12条第3項の規定による検査を終了していないもの</p> <p>・都市排水施設等とは下記のとおり</p> <p>(イ)都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設</p> <p>(ロ)都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（「負担法」第3条第11号に規定する公園を除く。）のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（植物を除く）</p> <p>②都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地（市街地）において、災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等を排除する事業（堆積土砂排除事業）</p> <p>③激甚災害の発生により浸水した水の排除事業（湛水排除事業）</p> <p>■降灰除去事業</p> <p>火山の爆発等により都市排水路、公園及び宅地にかかる降灰の除去事業（降灰除去事業）</p> <p>詳細は「都市災害復旧事業等事務必携」参照</p>	都市施設等 1/2 ※一部激甚災害による嵩上げあり		1/2				予算補助
公共土木施設（公園）災害復旧事業査定設計委託費補助	市町村	国土交通省所管公共土木施設（公園）災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（国）	<p>災害復旧事業に係る国庫負担申請を行なうために必要な査定設計に要した経費を補助する。</p> <p>※公園に係るものに限る</p> <p>●対象事業</p> <p>(1)「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第二条の規定により指定された災害等で都市局長が特に被害が激甚であると認める災害にかかるものであり、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が適用される国土交通省所管の災害復旧事業。</p>	1/2		1/2				予算補助

			(2) 次のいずれかに該当する箇所に係る負担法が適用される 国土交通省所管の災害復旧事業のうち、国庫負担申請を行う際に添付する査定設計書を作成するために必要とした調査、測量、試験または設計に関する委託費若しくは請負費の額が、当該箇所ごとに五百万以上で、かつ、決定工事費に対する割合が7%以上であるものに対する実支出額。 (ア) 地すべり対策工法を実施する箇所 (イ) 橋梁にかかる箇所 (ウ) 体育館その他の建築物であってその主要構造部に被害が認められるものにかかる箇所 (エ) 路線測量等が必要な位置の変更を伴う箇所 (オ) 一定災にかかる箇所							
社会資本整備総合交付金（下水道事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国） 下水道法	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（下水道事業） 市町村が行う公共下水道事業のうち主要な管渠、終末処理場並びにこれらの施設を補充するポンプ施設、その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する汚水処理の普及促進や環境保全に関連する経費 詳細は「下水道事業の手引」参照 ※関連事業は別掲	1 / 2 5.5/10		1 / 2 4.5/10		下水道事業債 公共下水道 100% 特定環境保全公共下水道 100%		法律補助 （管渠等） （終末処理場）
社会資本整備総合交付金（都市水環境整備下水道事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国） 下水道法	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（都市水環境整備下水道事業） 1 新世代下水道支援事業制度実施要綱に定める水環境創造事業 2 清流ルネサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業 3 上記1、2と一体的に実施される下水道事業 詳細は、「下水道事業の手引」参照 ※関連事業は別掲	1 / 2 1 / 3 4 / 10 5.5/10		1 / 2 2 / 3 6 / 10 4.5/10		下水道事業債 100% * 都市下水路（4 / 10）は、 公共事業等債 90%		法律補助
社会資本整備総合交付金（関連、効果促進事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業で、北海道が実施する基幹事業と一体的に実施する事業 ●関連事業 1 関連社会資本整備事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号に掲げる事業 2 効果促進事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く） (1) 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目標とする事業等 (2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等 (3) レクリエーションに関する施設の整備事業 （注）国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする それ以外の場合は1 / 2とする	（注）		（注）				予算補助

街路交通調査費補助	市町村	道路法	<p>街路事業調査 特定の重要な街路事業について事業計画の策定を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市・地域総合交通戦略調査 ・連続立体交差事業調査 ・歴史的環境整備街路事業調査 ・市街地再開発等調査 ・土地区画整理事業調査 <p>詳細は「街路交通事業事務必携」、「都市局所管補助事業事務必携」参照</p>	1 / 3		2 / 3				法律補助
街路事業	市町村	道路法 共同溝の整備等に関する特別措置法 電線共同溝の整備等に関する特別措置法	<p>市町村が都市計画事業として行う道路の改築事業等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路事業 道路改築 橋梁整備 共同溝 地域高規格道路 I Cアクセス道路 ・交通連携推進事業 公共交通機関支援 踏切除却・改良 交通結節点改善 連続立体交差 ・無電柱化推進計画事業 ・交通安全対策(地区内連携) ・交通安全対策(通学路緊急対策) <p>詳細は「街路交通事業事務必携」、「都市局所管補助事業事務必携」参照</p>	1 / 2 5.5/10 6 / 10		1 / 2 4.5/10 4 / 10		公共事業等債 90%		法律補助
都市・地域交通戦略推進事業	市町村	法定協議会等	<p>都市交通システム整備に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 整備計画の作成等に関する事業 ロ 公共的空間等の整備に関する事業 ハ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市情報提供システムの整備 (2) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備 (3) 歩行活動の増加に資する施設の整備 (4) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備 (5) 案内標識の整備 <p>詳細は、「都市・地域交通戦略推進事業費補助交付要綱」参照</p>	1 / 2 1 / 3		1 / 2 2 / 3		公共事業等債 90%		予算補助
土地区画整理事業	市町村	土地区画整理法	<p>市町村が土地区画整理法に基づき施行する土地区画整理事業に要する経費</p> <p>詳細は、「都市局所管補助事業実務必携」参照</p>	1 / 2		1 / 2		公共事業等債 90%		法律補助
地域環境保全下水道事業	市町村	地域環境保全下水道事業費補助金交付要綱(道)	<p>平成8年度以前に湖沼汚濁防止下水道事業費補助金の交付を受けた市町村が公共下水道事業を行う場合に要する経費のうち、建設費と当該事業に係る地方債償還金(普通交付税算入分を除く)との合計額から国庫補助金、地方債等の収入を控除した額</p>		1 / 2 以内	1 / 2 以上				予算補助

<p>地方道路整備臨時貸付金</p>	<p>市町村</p>	<p>道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第6条第1項及び第2項 地方道路整備臨時貸付金貸付要綱</p>	<p>【貸付対象】 当該年度の前年度において地方交付税法第10条に規定する普通交付税の交付を受けた地方公共団体 【貸付対象事業】 一般道路事業であって、当該無利子貸付金以外の地方債を充てて行う事業 【貸付額】 当該年度に要する費用のうち、次に掲げる額（当該無利子貸付金以外の地方債充当額に相当する額を除く）の範囲内で合計した額 1 法第3条第1項に規定する負担金の納付に要する費用に相当する額 2 法第3条第2項第1号及び第2号に掲げる事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する費用に相当する額 【償還期間】 全体事業規模等により、10～20年以内（5年以内の据置期間を含む） 【償還方法】 均等年賦償還</p>							
<p>官民連携まちなか再生推進事業</p>	<p>エリアプラットフォーム、市町村、都市再生推進法人、民間事業者等</p>	<p>官民連携都市再生推進事業制度要綱（国） 官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱（国）</p>	<p>多様な人材の集積や様々な民間投資を惹きつけ、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やまちなかの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組に支援 1 エリアプラットフォーム活動支援事業 (1) 事業主体 ・エリアプラットフォーム ・市町村（(2)①及び②の未来ビジョン等の新規策定に限る） (2) 補助対象 ①エリアプラットフォームの構築 未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営に要する費用 ②未来ビジョン等の策定 未来ビジョンやアクションプログラムの策定に要する費用（データ収集・分析、専門人材活用、意識啓発活動等） ③シティプロモーション・情報発信 まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信に要する費用（web作成、セミナー開催等） ④社会実験・データ活用 都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等に要する費用 ⑤交流拠点等整備 未来ビジョン等に基づく、地域交流創造施設及び国際交流創造施設整備の整備に要する費用 ⑥国際競争力強化拠点形成 国際競争力強化に係る連携ビジョン等の策定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用、起業支援・人材育成等に要する費用 ⑦地方都市イノベーション拠点形成 地方都市におけるイノベーション拠点の形成に係る連携ビジョン等の策定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用、起業支援・人材育成等に要する費用 2 普及啓発事業 (1) 事業主体</p>	<p>①（注1） ②（注2） その他 1/3～1/2</p>					<p>https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#kanminsaiei</p>	<p>予算補助</p>

			<p>都市再生推進法人、民間事業者等</p> <p>(2) 補助対象 まちづくり課題に対し、様々なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実施する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に係る経費</p> <p>(注1) 新規に取り組む事業で単年度あたり合計1,000万円を上限(最大2年間、新型コロナウイルス感染症拡大を契機したビジョン策定に限り、3年間に延長)</p> <p>(注2) 新規に取り組む事業は単年度あたり合計1,000万円を上限(最大2年間、新型コロナウイルス感染症拡大を契機したビジョン策定に限り、3年間に延長)とし、改定の場合は1/2</p>						
国際競争拠点都市整備事業	市町村、民間事業者等	都市再生推進事業制度要綱(国) 都市再生推進事業費補助金交付要綱(国)	<p>1 国際競争拠点都市整備事業(公共公益施設整備型) 都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる次の公共公益施設の整備等の事業</p> <p>(1) 事業地区 特定都市再生緊急整備地域(全国で15地域。道内は札幌都心地域のみ)</p> <p>(2) 補助対象 ①国際空港へのアクセス道路等の道路の新設又は改築 ②国際空港へのアクセス改善につながる鉄道施設の建設又は改築 ③バス高速輸送システム(BRT)の整備に関する事業 ④国際空港へのバス路線の予定があるなど、当該地域の主要なバスターミナルの整備 ⑤当該地域の拠点となる駅に関連する鉄道駅周辺施設の整備 ⑥市街地再開発事業 ⑦土地区画整理事業 ⑧史跡等一体都市開発事業 ⑨上記①～⑧に定める事業と一体的に整備する情報化基盤施設(3Dマップ等の先端的な技術を活用した施設等)整備事業</p> <p>2 国際競争流通業務拠点整備事業 国際港湾周辺等の国際物流の結節地域において実施される次の事業</p> <p>(1) 事業地区 特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏に存する国際港湾周辺地域及び工業系用途地域内であり、かつ、水際線から概ね3km以内の範囲に存する土地の区域</p> <p>(2) 補助対象 ①国際競争流通業務拠点整備事業計画の策定のための事業計画策定調査に要する費用 ②都市再生土地区画整理事業 ③大規模流通業務施設整備事業 2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備 ④交通施設整備事業 複数の者が利用し、大型車輛の通行が可能な施設の整備であり、周辺交通の改善に資する事業に係る敷地内の交通広場及び通路の整備に要する費用 ⑤調査・評価等事業 流通業務拠点の整備・再整備に関する調査・評価等の実施に要する費用 ⑥事務事業 事業計画策定調査及び拠点整備事業に必要な費用の交付に関する事務事業の実施に要する費用</p>	1/2 又は 1/3	1/2 又は 2/3			<p>https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_00088.html</p> <p>https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_00092.html</p> <p>https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_00045.html</p>	予算補助

			<p>3 国際競争業務継続拠点整備事業</p> <p>(1) 事業地区 次の①及び②に該当する地区</p> <p>①特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域（ただし、国際競争力強化の観点から、特定都市再生緊急整備地域内に再生可能エネルギー等を供給するための施設を特定都市再生緊急整備地域外に整備する場合はその限りではない）</p> <p>②エネルギーの供給先に指定公共機関及び指定公共機関の施設、災害拠点病院、帰宅困難者の受入等に関する地方公共団体との協定に規定する一時滞在施設のうち一以上を含む地区</p> <p>(2) 補助対象</p> <p>①整備計画事業調査 エネルギー導管等整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査</p> <p>②エネルギー導管等整備事業 都市再生安全確保計画に位置付けられる事業のうち、道路事業や都市開発事業等の基盤整備と一体的な整備が必要な基盤施設であるエネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む）、エネルギー貯蔵施設、エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、コージェネレーションシステム等）及びその付帯施設の整備</p>	1 / 2		1 / 2				
集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）	市町村（民間事業者等）	集約都市形成支援事業制度要綱（国） 集約都市形成支援事業費補助金交付要綱（国）	<p>【補助対象】</p> <p>(1) 計画策定の支援 (2) コーディネート支援 (3) 誘導施設等の移転促進 (4) 建築物跡地等の適正管理支援 (5) 居住機能の移転促進に向けた調査の支援</p> <p>(注1) 立地適正化計画は人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の地方公共団体について550万円まで全額補助 (注2) 1地方公共団体につき上限額500万円</p>	1 / 2 (注1)		1 / 2			https://www.mlitt.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html	予算補助
浸水対策に係る個別補助事業	市町村	下水道床上浸水対策事業・事業間連携下水道実施要綱（国） 大規模雨水処理施設整備事業実施要綱（国）	<p>1. 下水道床上浸水対策事業 下水道床上浸水対策事業は、駅の周辺地区に代表される浸水被害のリスクが高い機能集積地区で、大規模な床上浸水被害が発生した地区等の浸水被害の防止・軽減を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高めることを目的とする。</p> <p>2. 事業間連携下水道事業 事業間連携下水道事業は内水浸水の実績がある地区、内水浸水による重要施設の被害が想定される地区の浸水被害の防止・軽減を図るため、下水道整備を河川事業と一体的に計画的・集中的に実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高めることを目的とする。</p> <p>3. 大規模雨水処理施設整備事業 大規模雨水処理施設整備事業は、計画的な施設整備や適切な機能確保を図るため、雨水処理を担う大規模な下水道施設</p>	1 / 2		1 / 2				法律補助

			<p>の設置または改築事業を集中的に実施することを目的とする。</p> <p>詳細は、「下水道事業の手引」参照</p>							
民間活カインベション推進下水道事業	市町村	民間活カインベション推進下水道事業実施要綱（国）	<p>補助対象範囲</p> <p>① 地方公共団体が事業計画に基づき PFI 手法等により整備する下水道施設</p> <p>② ①と一体的に下水道事業の事業効果を高めるために民間事業者が整備する施設（排水設備等をつぶくむ）（以下「以下関連施設」という。</p> <p>補助率等</p> <p>1. ①については、国は地方公共団体に対して下水道法施行例に規定する率で補助することができる。</p> <p>2. ②については、民間事業者に対し地方公共団体が経費の一部を助成する場合において、国は民間事業者に対し関連施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。ただし、以下のいずれかの額の内最も少ない額を上限とする。</p> <p>i) 関連施設の整備に要する総費用の3分の1の額</p> <p>ii) 民間事業者に大使地方公共団体が経費の一部を助成する額</p> <p>iii) 民間事業者の提案により削減された下水道施設の整備費の金額のうち、国庫補助負担分に相当する額</p> <p>詳細は、「下水道事業の手引」参照</p>	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10				法律補助
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	市町村、都道府県	<p>都市再生推進事業制度要綱（国）</p> <p>都市再生推進事業費補助金交付要綱（国）</p>	<p>【補助対象】</p> <p>(1) 3D都市モデルの整備に関する事業 3D都市モデルの整備又は更新に要する費用</p> <p>(2) 3D都市モデルの活用に関する事業 都市計画・まちづくり、防災、地域活性化・観光、環境・エネルギー、交通、安全・防犯、民間サービス創出支援その他の地方公共団体における課題解決または新たな価値創造に資する3D都市モデルの活用に関する費用</p> <p>(3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集活動、ウェブサイト作成等の情報発信活動、都市計画基本図・都市計画基礎調査・都市計画決定情報のデジタル化、GISシステムの導入・改修、ワークショップ・ハッカソン・ピッチイベント等の開催等に要する費用</p>	<p>通常 : 1/2</p> <p>早期実装 : 10/10 (上限1千万円までの定額補助)</p>		1/2			<p>https://www.mlit.go.jp/toshi/dai-sei/plateau_hojo.html</p>	<p>予算補助</p> <p>※都市計画区域を持つ市町村は都市計画課所管</p>

<p>社会資本整備総合交付金（都市安全確保拠点整備事業）</p>	<p>市町村</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地（都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設に限る）の整備を支援する。</p> <p>●基幹事業（都市安全確保拠点整備事業）</p> <p>1 施行地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設 ・浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内 <p>（DID 区域内かつ浸水継続時間が72時間以上と想定される区域） ※1市区町村あたり10haまで</p> <p>2 補助対象</p> <p>(1) 都市安全確保拠点整備計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①計画作成費 ②コーディネート費 <p>(2) 特定公益的施設の整備（いずれも購入費を含む）</p> <p>災害対応施設、特定避難支援施設、その他安全確保施設</p> <p>(3) 公共施設の整備</p> <p>(4) 特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化</p> <p>(5) 特定公益的施設（建築物に限る）及び公共施設の用地取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ①用地費 ②補償費 	<p>1 / 2</p>		<p>1 / 2</p>			<p>https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</p>	<p>予算補助</p>
<p>都市安全確保促進事業</p>	<p>市町村、都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法人</p>	<p>都市安全確保促進事業制度要綱（国）</p> <p>都市安全確保促進事業費補助金交付要綱（国）</p>	<p>都市再生緊急整備地域及び主要駅・中心駅周辺地域の滞り者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を支援</p> <p>1 施行地区</p> <p>(1) 都市再生緊急整備地域</p> <p>(2) 主要駅周辺地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日あたりの乗降客数が30万人以上の駅周辺 <p>(3) 中心駅周辺地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定都市及び特別区内：1日あたりの乗降客数が20万人以上の駅周辺 ・中核市、施行時特例市及び県庁所在都市：当該市内において乗降客数が最も多い駅周辺（いずれも駅から概ね半径2キロメートルの範囲内） <p>2 補助対象</p> <p>(1) コア事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都市再生安全確保計画・エリア防災計画の作成支援 ②都市再生安全確保計画・エリア防災計画の支援 ③都市再生安全確保計画・エリア防災計画に基づくソフト事業に対する支援 <p>(2) 附帯事業</p> <p>都市再生安全確保計画・エリア防災計画に記載されたコア事業と一体的に実施されるハード事業に対する支援（防災備蓄倉庫、非常用通信・情報提供施設、非常用圧発電機の整備等）</p> <p>※ただし、建築物の躯体工事を伴わないものに限る。</p>	<p>1 / 2</p> <p>1 / 3</p>		<p>1 / 2</p> <p>2 / 3</p>		<p>https://www.mlit.go.jp/toshi/toshimachi_tk_000049.html</p>		

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）	市町村（民間）	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（市街地再開発事業） <交付対象> 都市再開発法に規定する市街地再開発事業 <交付対象経費> ア 調査設計費 イ 土地整備費 ウ 共同施設整備費 ※関連事業は別掲	1/3 ※民間 (1/3)		2/3 (1/3)	(1/3)	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	予算補助 ※都市局事業は都市環境課が所管	
社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）	市町村（民間）	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（優良建築物等整備事業） <交付対象事業> (1) 敷地等の共同化又は公共の通路等を整備する優良再開発型優良建築物等整備事業 (2) 住宅等の整備を行う市街地住宅供給型優良建築物等整備事業 (3) 既存の建築物を改修する既存ストック再生型優良建築物等整備事業 (4) まちの拠点となるエリアにおける医療・福祉等の都市施設を導入する都市再構築型優良建築物等整備事業 (5) 一定のエリア内で市街地環境の形成に寄与する改修と併せて行われる複数の住宅・建築物ストックの改修を支援する複数棟改修型優良建築物等整備事業 <交付対象経費> ア 調査設計費 イ 土地整備費 ウ 共同施設整備費 ※関連事業は別掲	1/3 ※民間 (1/3)		2/3 (1/3)	(1/3)	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	予算補助	
社会資本整備総合交付金（基本計画等作成事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（基本計画等作成事業） 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等を推進するために必要な基本計画等の作成事業 ※促進事業は別掲	1/3		2/3		https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	予算補助	
社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	市町村（民間）	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業 ●基幹事業（暮らし・にぎわい再生事業） 中心市街地活性化基本計画の認定区域内で、実施する次に掲げる事業 <交付対象事業> (1) コア事業 ア 都市機能まちなか立地支援：都市機能導入施設（公益施設、住宅又は商業等の機能を有する施設）を整備する事業 イ 空きビル再生支援：既存建築物の全部又は一部を都市機能導入施設として再生する事業	1/3 又は 2/5 ※民間 (1/3 又は 2/5)		2/3 又は 3/5 (1/3 又は 2/5)	(1/3 又は 1/5)	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	予算補助	

			<p>ウ 賑わい空間施設整備：多目的広場等公開空地を整備する事業</p> <p>(2) 附帯事業</p> <p>ア 計画コーディネート支援：暮らし・にぎわい再生事業計画の作成等</p> <p>イ 関連空間整備：コア事業と併せて行われる駐車場、緑化施設等又は公開空地を整備する事業</p> <p><交付対象経費></p> <p>ア 調査設計計画費</p> <p>イ 土地整備費</p> <p>ウ まちなか立地に追加的に必要な施設整備費</p> <p>①立体駐車場の整備に要する費用</p> <p>②施設内通行部分の整備に要する費用</p> <p>エ 賑わい交流施設整備費：地域住民が随時利用できる公益施設の整備費用</p> <p>オ 施設購入費：公益施設等の導入に係る施設内通行部分等の購入費用</p> <p>カ 既存建築物の改修工事費及び共同施設整備費</p> <p>※関連事業は別掲</p>							
社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)	市町村 (民間)	社会資本整備総合交付金交付要綱(国)	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業(住宅・建築物耐震改修事業)</p> <p><交付対象事業></p> <p>住宅・建築物に係る次の事業</p> <p>(1) 耐震化の促進に関する事業</p> <p>(2) 耐震診断に関する費用</p> <p>(3) 耐震改修、建替又は除却に関する費用</p> <p>※交付対象により経費の算定方法が異なり、延べ面積により限度額ある(要綱附属第三編参照)</p> <p>●基幹事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)</p> <p><交付対象事業></p> <p>住宅・建築物に係る次の事業</p> <p>(1) アスベスト含有調査等に関する事業</p> <p>※限度額あり</p> <p>(2) アスベスト除去等に関する事業</p> <p>●基幹事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)</p> <p>(1) 市町村が危険住宅を除去する者に対し補助した場合、その除去に要する経費(1戸当たり補助対象限度額80万2千円)</p> <p>(2) 金融機関、その他の機関から融資を受けて危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む)する者に対し、当該融資に係る利子補給を市町村がした場合における当該借入金利子(年率8.5%を限度)補給に要する経費(1戸当たり補助対象限度額415万円。ただし、土地取得を要しない場合319万円)</p> <p>※関連事業は別掲</p>	1/3等 ※民間 (1/3等)	2/3等 (1/3等)	(1/3等)	○(公共施設の耐震改修) 公共事業等債 90%		予算補助	
	市町村			10/10	1/3 ※民間 (1/3)	2/3 (1/3)	(1/3)	○(公共施設のアスベスト対策) 石綿対策事業債 95%		
				1/2	1/4	1/4				
社会資本整備総合交付金(狭あい道路整備等促進事業)	市町村 (民間)	社会資本整備総合交付金交付要綱(国)	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業(狭あい道路整備等促進事業)</p> <p><交付対象事業></p> <p>1 狭あい道路情報整備等事業</p> <p>狭あい道路の情報整備及び狭あい道路の拡幅整備に係る普及啓発を行う事業</p>	1/2		1/2			https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	予算補助

			<p>2 狭あい道路拡幅整備事業 狭あい道路拡幅整備促進計画に基づき行われる狭あい道路の拡幅整備事業</p> <p>※関連事業は別掲</p>	<p>1/2 ※民間 (1/3)</p>		<p>1/2 (1/3)</p>				
<p>社会資本整備総合交付金（関連社会資本整備事業・効果促進事業）</p>	市町村	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>社会資本整備総合計画に記載された次に掲げる事業で、基幹事業と一体的に実施する事業</p> <p>●関連事業</p> <p>1 関連社会資本整備事業 社会資本整備総合計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画第2条第2項各号に掲げる事業</p> <p>2 効果促進事業 社会資本整備総合計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く）</p> <p>(1) 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目標とする事業等</p> <p>(2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等</p> <p>(3) レクリエーションに関する施設の整備事業</p> <p>(注) 国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする それ以外の場合は1/2とする</p>	(注)		(注)			<p>https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</p>	予算補助
<p>社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p>	市町村	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>社会資本整備総合計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（地域住宅計画に基づく事業） 地域住宅法第6条第2項に掲げる事項が記載された計画に基づき実施される次に掲げる事業</p> <p>1 地域住宅政策推進 地域住宅計画の目標を達成するために必要な事業等</p> <p>2 公営住宅整備事業等 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱に定める次に掲げる事業 ・住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業</p> <p>3 住宅地区改良事業等 住宅地区改良事業等対象要綱に定める次に掲げる事業 ・空き家再生等推進事業 小規模住宅地区改良事業制度要綱に定める不良住宅・空き家住宅等の除却、空き家住宅等の活用等</p> <p>※1 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第3編による ※2 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱による ※3 住宅地区改良事業等補助金交付要領による</p>	<p>※1</p> <p>※2</p> <p>※3</p>		<p>※1</p> <p>※2</p> <p>※3</p>				予算補助
<p>既存住宅耐震改修事業</p>	市町村 (札幌市を除く)	<p>既存住宅耐震改修事業補助金交付要綱（道）</p>	<p>市町村耐震改修促進計画に基づき、市町村が住宅所有者に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修、除却に要する費用を補助する場合における当該事業に要する経費</p> <p>(耐震診断の補助限度額 44,500円) (補強設計の補助限度額 50,000円) (耐震改修、除却の定率補助限度額 411,000円) (耐震改修、除却の定額補助限度額 350,000円)</p>		<p>1/2 ※改修、除却は 1/2 又は定額</p>	<p>1/2 ※改修、除却は 1/2 又は定額</p>				<p>予算補助 市町村負担分について社会資本整備総合交付金充当可</p>

空き家対策総合支援事業	市町村	住宅市街地総合整備事業制度要綱（国）	<p>空き家対策総合実施計画に基づいて実施する次の事業</p> <p>1 空き家対策基本事業 空家住宅等、特定空家等及び不良住宅の除却、空家住宅等の活用等</p> <p>2 空き家対策関連事業 (1) 住宅・建築物耐震改修事業（空き家に関するものに限る） (2) 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型の重点整備地区を含むものに限る） (3) 街なみ環境整備事業 (4) 狭あい道路整備等促進事業 (5) 小規模住宅地区改良事業 (6) 地域優良賃貸住宅整備事業（住宅を新たに建設するものを除く）</p> <p>3 空き家対策促進事業 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等</p> <p>4 空き家対策附帯事業 空家等対策特別措置法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等</p> <p>※1 住宅地区改良事業等補助金交付要領による ※2 各事業の制度要綱（交付要綱）による ※3 住宅市街地総合整備事業制度補助金交付要綱による ※4 空き家対策促進事業は交付対象事業の全体事業費の2/10以内</p>	※1		※1				予算補助 ※4
公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	市町村	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（国）	<p>1 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱に定める要件に適合するものについての、家賃に係る補助</p> <p>2 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅のうち、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱に定める要件に適合するものについての、家賃債務保証料に係る補助</p> <p>※1 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱による</p>	※1		※1				予算補助
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業）	市町村（民間）	<p>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（国）</p> <p>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（国）</p>	<p>多数の者が利用する大規模建築物、災害時に機能確保が必要な建築物、緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断や耐震改修、建替え等に対して支援を行う。</p> <p><補助対象事業></p> <p>(1) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化 (2) 要安全確認計画記載建築物の耐震化 (3) 避難場所等となる避難所の耐震化 地域防災計画に位置づけられ、10年以上活用されること (4) 避難場所等となるマンションの耐震化 (5) 避難場所等となる建築物の耐震化 延べ面積1,000㎡以上で、災害時に重要な機能を果たす建築物等であること (6) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化 主要な防災拠点等を連絡する緊急輸送道路沿道に立地し、道路を閉塞するおそれのある建築物であること (7) 避難路沿道建築物の耐震化 道路を閉塞するおそれのある建築物であること (8) 避難場所等の天井の耐震化 延べ面積1,000㎡以上で、災害時に重要な機能を果たす建築物等であること (9) 避難場所等のエレベーター、エスカレーターの耐震化 既成市街地等の区域内の延べ面積1,000㎡以上の建築物</p>	1/3等 (1/3等)		2/3等 (1/3等)	(1/3等)		○（公共施設の耐震改修） 公共事業等償 90%	<p>予算補助</p> <p>※1 要緊急安全確認大規模建築物改修</p> <p>※2 要安全確認計画記載建築物改修</p>

			<p>等であること</p> <p>(10) 超高層建築物等の長周期地震動対策 長周期地震動対策の対象区域の超高層建築物等であること</p> <p>(11) 耐震促進事業 上記(1)～(10)の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業</p> <p>※上記事業は、令和6年3月31日までに着手されたものでなくてはならない</p> <p><補助対象経費></p> <p>(1) 耐震診断費 (2) 補強設計費 (3) 耐震改修費</p> <p>※民間事業者等が事業を行う場合には、地方公共団体が当該民間事業者に補助することが必要</p>						
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（一時避難場所整備緊急促進事業）	市町村（民間）	<p>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（国）</p> <p>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（国）</p>	<p>水害時に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビルや商業施設等の建築物において、避難者を受け入れるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等の整備に対して支援を行う。</p> <p><補助対象建築物></p> <p>水害時に避難者を受け入れるものとして地方公共団体と協定を締結する施設（地方公共団体が地域防災計画等で指定する避難場所も対象）</p> <p><補助要件></p> <p>(1) 水害時において100人以上（既存の建築物を活用する場合は20人以上）の避難者を受け入れることに関して地方公共団体と協定を締結すること</p> <p>(2) 浸水想定区域等の区域又はその隣接する区域で整備すること</p> <p>(3) 耐震性を有すること</p> <p>(4) 通常在館者及び避難者が3日間滞在するために必要な備蓄品が保管可能な備蓄倉庫が確保され、適切に管理されること</p> <p>(5) 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること</p> <p>イ 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されるもの</p> <p>ロ 事業の実施前に基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により、備蓄倉庫として適切に維持管理されると認められるもの</p> <p>(6) 令和6年3月31日までに事業に着手すること</p> <p><補助対象経費></p> <p>以下に掲げる費用のうち、避難者を受け入れるために付加的に必要な額（掛かり増し費用）</p> <p>(1) 受入スペースの整備に要する費用 避難スペースの区画や経路の段差解消等</p> <p>(2) 防災備蓄倉庫の整備に要する費用</p>	1/2 (2/3)	1/2 (1/3)				<p>予算補助</p> <p>掛かり増し費用に対する補助</p>

			(3) 受入関連施設の整備に要する費用 非常用発電機・蓄電池、給水関連設備、止水版等 ※民間事業者等が避難場所等の整備を行う場合には、地方公共団体が当該民間事業者に補助することが必要							
住まいのゼロカーボン推進事業	市町村（札幌市を除く）	住まいのゼロカーボン推進事業補助金交付要綱（道）	市町村が北方型住宅 ZERO の新築住宅の取得又は既存住宅若しくは集会場等に対する性能向上リフォーム若しくは太陽光発電設備及び蓄電池の導入を行う住宅取得者等又は住宅事業者等に対し、その経費を補助する場合における当該補助に要する経費		交付要綱第5条による				https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/159060.html	予算補助

所管部課名 建設部 住宅局 住宅課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	市町村	社会資本整備総合交付金交付要綱（国）	<p>社会資本整備総合計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>地域住宅法第6条第2項に掲げる事項が記載された計画に基づき実施される次に掲げる事業等</p> <p>1 地域住宅政策推進事業 地域住宅計画の目標を達成するために必要な事業等</p> <p>2 公営住宅整備事業等 次に掲げる要綱の採択基準等に適合するもの</p> <p>(1) 公営住宅等整備事業 公営住宅等整備事業対象要綱に定める事業</p> <p>(2) 地域優良賃貸住宅整備事業 地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱に定める事業</p> <p>(3) 公営住宅等ストック総合改善事業 公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱に定める事業（復興基本方針関連（全国防災）を含む）</p> <p>(4) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱に定める事業</p> <p>3 住宅地区改良事業等 住宅地区改良事業等対象要綱に定める次に掲げる事業等</p> <p>(1) 地区整備事業 不良住宅の除却等</p> <p>(2) 改良住宅建設事業又は更新住宅建設事業 改良住宅の整備費等</p> <p>(3) 分譲改良住宅整備事業又は分譲更新住宅整備事業</p> <p>(4) 空き家再生等推進事業 小規模住宅地区等改良事業制度要綱に定める不良住宅・空き家住宅等の除却、空き家住宅等の活用等</p> <p>(5) 改良住宅借上事業又は更新住宅借上事業</p> <p>(6) 改良住宅ストック総合改善事業 改良住宅等改善事業制度要綱の定めるところに従って行われる改良住宅等を改善する事業等（復興基本方針関連（全国防災）を含む）</p> <p>(7) 駐車場整備事業</p> <p>(8) 改善推進事業</p> <p>(9) 住宅地区改良事業等計画基礎調査事業</p> <p>(10) 住宅新築資金等貸付助成事業</p> <p>(11) アイヌ住宅資金等貸付事業</p> <p>(12) 津波避難施設等整備事業</p>	交付要綱第7交付限度額による				<p>公営住宅建設事業債 100%</p> <p>公共事業等債 90%</p>	https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf	予算補助

			<p>4 住宅市街地基盤整備事業 良好な住宅又は宅地の供給を行う計画的な住宅地事業及び計画的に開発された良質な住宅団地において行われる住宅ストック改善事業に関する公共施設の整備等に関する事業並びに住宅地事業推進費により実施される事業</p> <p>5 公的賃貸住宅家賃低廉化事業 公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱に定める公的賃貸住宅の家賃の低廉化に係る事業</p> <p>6 災害公営住宅家賃低廉化事業 災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱に定める災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業</p> <p>7 住宅・建築物省エネ改修推進事業</p> <p>※関連事業は別掲</p>	<p>交付要綱 第7交付 限度額に よる</p>					<p>https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf</p>	<p>予算補助</p>
<p>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p>	<p>市町村</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（街なみ環境整備事業）</p> <p>1 協議会活動助成事業 2 整備方針策定事業 3 街なみ整備事業 4 街なみ整備助成事業</p> <p>※関連事業は別掲</p>	<p>1 / 2 1 / 2 1 / 2 1 / 3</p>			<p>1 / 3</p>	<p>公共事業等債 90%</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf</p>	<p>予算補助</p>
<p>社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）</p>	<p>市町村</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業</p> <p>●基幹事業（住宅市街地総合整備事業） 住宅市街地整備計画に従って行われる住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業及びこれらに付帯する事業並びに次の各号に定める事業</p> <p>1 都心共同住宅供給事業 2 防災街区整備事業 3 都市再生住宅等整備</p> <p>交付対象事業は次の各号に掲げる事業等</p> <p>1 整備計画策定等事業 2 市街地住宅等整備事業 3 居住環境形成施設整備事業 4 都市再生住宅等整備事業 5 公営住宅整備事業等</p> <p>※関連事業は別掲</p>	<p>1 / 3 1 / 3 1 / 3 1 / 2 1 / 2</p>			<p>2 / 3 2 / 3 2 / 3 1 / 2 1 / 2</p>	<p>公営住宅建設事業債 100%</p> <p>公共事業等債 90%</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf</p>	<p>予算補助</p>
<p>社会資本整備総合交付金（関連事業）</p>	<p>市町村</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（国）</p>	<p>社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業で、基幹事業と一体的に実施する事業</p> <p>●関連事業</p> <p>1 関連社会資本整備事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画第2条第2項各号に掲げる事業</p> <p>2 効果促進事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く）</p> <p>(1) 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目標とする事業等</p> <p>(2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等</p> <p>(3) レクリエーションに関する施設の整備事業</p>	<p>(注)</p>			<p>(注)</p>		<p>https://www.mlit.go.jp/common/001284112.pdf</p>	<p>予算補助</p>

			(4) 付属第Ⅱ編第2章第2の表に定める事業等 (注) 国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする それ以外の場合は1/2とする							
地域居住機能再生推進事業	市町村	住宅市街地総合整備事業制度要綱(国)	地域居住機能再生推進計画に基づいて実施する次に掲げる事業等 1 公営住宅等整備事業 2 地域優良賃貸住宅整備事業 3 公営住宅等ストック総合改善事業(復興基本方針関連(全国防災)を含む) 4 住宅地区改良事業等	1/2		1/2		公営住宅建設事業債 100% 公共事業等債 90%	https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001423852.pdf	法律補助
公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	市町村	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱(国)	①から⑦の合計額を「補助金額」とする	1/2		1/2				予算補助
①公営住宅(借上)		公営住宅等家賃対策補助金交付要領(国)	平成18年度以降管理開始された公営住宅等に係る近傍同種の住宅の家賃と、入居者の収入、立地及び規模等に応じた入居者負担基準額との差額に1/2を乗じた額を補助金額(月額)とする							
②公営住宅(ストック改善)		公営住宅等ストック総合改善事業補助金交付要綱(国)	平成17年度以前(都市再生住宅に限り18年度以降も含む)に管理開始されたストック改善に係る公営住宅・更新住宅・特優良住宅・高優良住宅 ただし、上記の住宅の戸数に48万円を乗じた額に1/2を乗じて得た額が左記の各補助要綱等に基づき算定した「補助基本額」を超える場合は当該算定額を「補助金額」(年額)とする							
③更新住宅		公営住宅等家賃対策補助金交付要綱(国)								
④特定優良賃貸住宅		特定優良賃貸住宅供給促進事業等補助要領(国)								
⑤高齢者向け優良賃貸住宅		高齢者向け優良賃貸住宅制度補助要領(国)								
⑥都市再生住宅		従前居住者用賃貸住宅等家賃対策補助要領細目(国)								
⑦地域優良賃貸住宅		公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱(国)								